

ふそう環境まちづくりプラン

－ 第2次扶桑町環境基本計画 －

令和7年度（2025年度）～令和16年度（2034年度）

令和7年（2025年）3月

扶 桑 町

■ 目 次 ■

第1章 計画策定にあたって	1
1. 策定の趣旨、計画の位置づけ	1
2. 上位・関連計画、国の環境政策の動き	3
3. 計画の期間、計画の対象範囲	7
第2章 扶桑町の環境特性と課題	8
1. 扶桑町の概要	8
2. 扶桑町の環境の状況	9
3. 環境に関する町民意識	13
4. 扶桑町の環境の保全・創造に向けた課題	15
第3章 環境まちづくりがめざす扶桑町の姿	16
1. 扶桑町の環境の将来像	16
2. 施策推進の基本的考え方	16
3. 環境まちづくりの基本目標	17
第4章 環境を保全・創造するための取組	22
1. カーボンニュートラルを実現する	22
2. 自然環境・生物多様性を大切にする	30
3. ごみを減らして循環型社会を実現する	34
4. 身近な生活環境を守る	40
5. 環境まちづくりの体制としくみづくり	45
第5章 計画の推進	51
1. 環境まちづくりの推進方法	51
2. 計画の進行管理	51
資料編	52
1. <関連計画> 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	52
2. <関連計画> 気候変動適応計画	59
3. <関連計画> 生物多様性地域戦略	67
4. 扶桑町の関係条例等	73
5. 計画の策定経過・扶桑町環境審議会	78

1. 策定の趣旨、計画の位置づけ

(1) 策定の趣旨

私たちの豊かな暮らしや産業は、自然から多くの恵みを受けながら成り立っています。しかし、地球温暖化、緑や生物種の減少、廃棄物の増加など、人間の活動がこれらの環境に影響を及ぼすことにより、暮らしや産業の豊かさを失っている側面もあります。このため、今こそ、私たちの暮らしや産業と環境を調和させ、次世代に素晴らしい扶桑町を継承していくことが必要です。

扶桑町では、平成4年（1992年）に「地球環境保護宣言」を制定し、地球環境の保護を見据えた取組への参加を宣言しています。また、平成21年（2009年）には「扶桑町環境基本条例」を制定し、次の4点を基本理念として、環境保全の推進とともに、「扶桑町環境基本計画」の策定を義務付けています。

- (1) 町民が安全で健康かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくこと。
- (2) 人と自然が共生し、環境への十分な配慮を行うことにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会を構築すること。
- (3) 町、町民、事業者及び滞在者のすべてがそれぞれの責務を自覚し、相互に協力・連携して推進すること。
- (4) 町、町民、事業者及び滞在者が地球環境保全を自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進すること。

国際的には、地球規模の危機に際して、2015年の国連サミットで持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、環境、経済、社会の諸問題を統合的に解決する社会へと変革していくための17の目標（ゴール）が示されました。扶桑町を含めた国や自治体の施策、さらには多くの民間事業者の取組も、SDGsを意識して行われています。

この、扶桑町環境基本計画は、扶桑町環境基本条例に基づき、平成22年に策定し、令和3年に一部改訂しましたが、次の10年間の扶桑町の環境保全の取組、環境保全に向けた町民や事業者のみなさんとの協働の方向性を示すために、「第2次扶桑町環境基本計画」として策定しました。

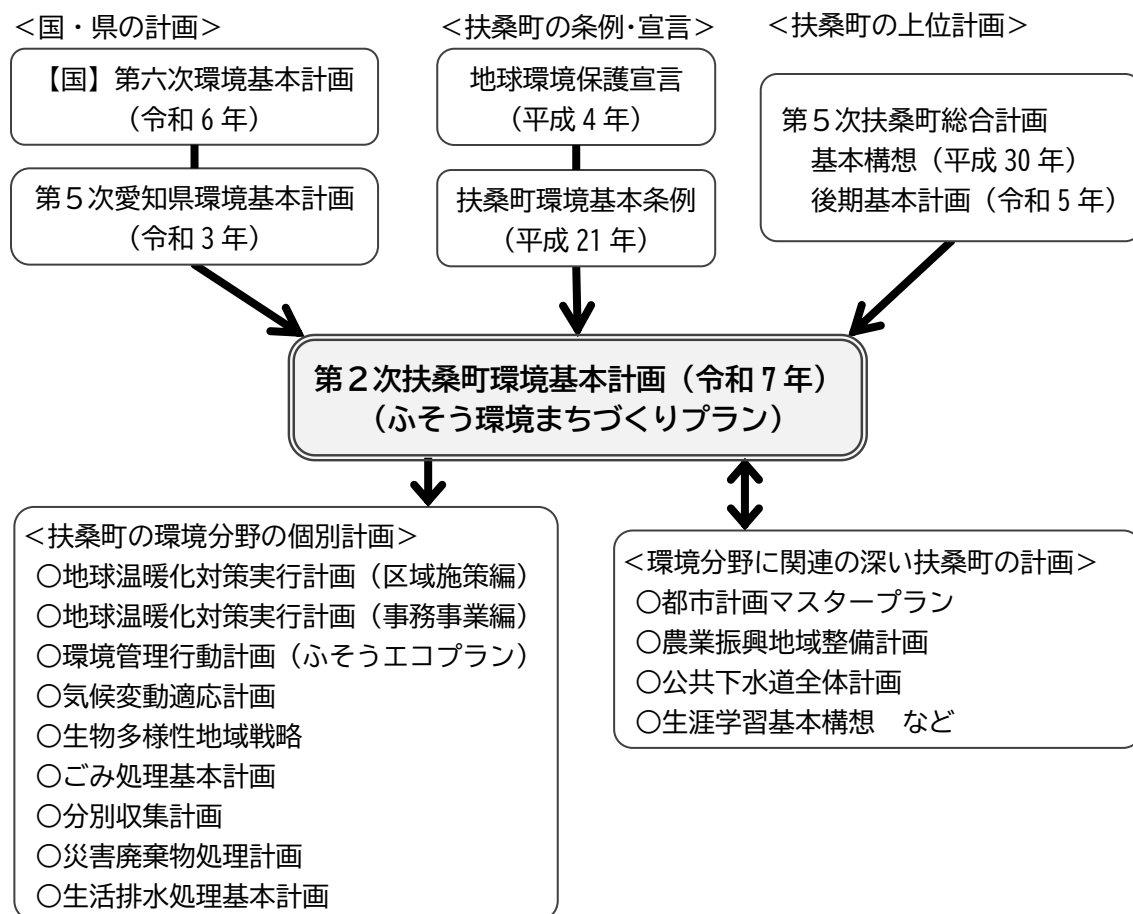
なお、扶桑町環境基本計画は、扶桑町、町民、事業者による環境まちづくりの指針としての役割も担うことから「ふそう環境まちづくりプラン」の名称としています。

(2) 計画の位置づけ

第2次扶桑町環境基本計画は、扶桑町環境基本条例及び地球環境保護宣言に基づくとともに、第5次扶桑町総合計画を上位計画として策定しています。

また、国及び県の環境基本計画や政策動向を踏まえています。

地球温暖化環境対策実行計画、生物多様性地域戦略等の扶桑町の環境分野の計画については、扶桑町環境基本計画の個別計画として策定するとともに、都市計画マスタープラン、生涯学習基本構想等の環境分野に関連の深い計画との調整も図っています。



2. 上位・関連計画、国の環境政策の動き

(1) 第5次扶桑町総合計画後期基本計画（令和5年3月）

＜まちづくりの視点＞ 「みんなの笑顔が かがやくまち 扶桑町」

- ＜基本目標＞
- 目標1 みんなで“支え合う” ほっこり暮らせるまちづくり
 - 目標2 みんなで“学び育む” 次代と豊かな心を育むまちづくり
 - 目標3 みんなで“守る” 思いやりのある安全・安心なまちづくり
 - 目標4 みんなで“活かす” 住み続けられる・魅力あるまちづくり
 - 目標5 みんなで“創る” とともに支える自立した行政経営

＜リーディングプラン（特に重点的・優先的に取り組む事業）＞

「カーボンニュートラル（脱炭素社会）」 ・ 公用車のEV化・HV化 ・ カーボンニュートラルの実現に向けた施策の推進
--

＜環境に関わる施策＞ 施策11 環境保全・循環型社会

11-1 地球環境保護

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 環境基本計画の改訂・ 住宅用太陽光発電システム等の設置に対する補助の実施・ 公共施設における緑のカーテンを設置 |
|---|

11-2 住民協働による生活環境の美化

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 環境美化530運動の継続・ アダプトプログラムによる身近な公共施設の美化活動の推進・ 環境活動団体によるリサイクル活動などの推進 |
|--|

11-3 環境リスク対策の推進

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 公害の発生源特定や原因者への指導の徹底・ 環境保全推進員による町内の公害監視 |
|---|

11-4 ごみの減量化・資源化

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 町民や事業所に対する3Rの意識啓発・ 生ごみ処理機等を活用した生ごみの堆肥化の啓発・ 日常生活から発生するごみの減量化と資源化の取組の推進 |
|---|

11-5 新ごみ処理施設の整備

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 令和10年度の供用開始を目指した新ごみ処理施設の整備 |
|--|

11-6 し尿・浄化槽汚泥の処理

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 下水道認可区域外の地域における合併処理浄化槽への転換促進・ 浄化槽汚泥の適正な処理の推進 |
|---|

（２）第六次環境基本計画（令和６年５月 環境省）

<目指すべき持続可能な社会の姿>

環境保全とそれを通じた「ウェルビーイング／高い生活の質」が実現できる「循環共生型社会」の構築

<今後の環境政策の展開の基本的考え方>

- （１）現下の環境危機を踏まえた、環境政策の原則・理念を前提とした国際・国内情勢等への的確な対応
- （２）環境・経済・社会の統合的向上に向けた各種政策の統合とシナジーの発揮
- （３）「参加」の促進：政府、市場、国民の共進化と人材育成、情報基盤整備
- （４）持続可能な地域づくり～「地域循環共生圏」の創造～

※シナジー：人、物、事柄などが複数存在し、それらがお互いに作用し合うことで、機能や効果を高めることを指す。

<重点戦略>

- １ 「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- ２ 自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上
- ３ 環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり
- ４ 「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現
- ５ 「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装
- ６ 環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献

<環境問題の各分野に係る施策>

- １ 地球環境の保全
- ２ 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組
- ３ 循環型社会の形成
- ４ 水環境、土壌環境、海洋環境、大気環境の保全・再生に関する取組
- ５ 包括的な化学物質対策に関する取組

<各種施策の基盤となる施策及び国際的取組に係る施策>

- １ グリーンな経済システムの構築
- ２ 技術開発、調査研究、監視・観測等の充実等
- ３ 国際的取組に係る施策
- ４ 地域づくり・人づくりの推進
- ５ 環境情報の整備と提供・広報の充実
- ６ 環境影響評価
- ７ 環境保健対策
- ８ 公害紛争処理等及び環境犯罪対策

（３）第５次愛知県環境基本計画（令和３年２月 愛知県）

<計画の目標>

<環境施策展開の考え方>

【計画の目標】	SDGs達成に向け、環境を原動力に経済・社会が統合的に向上する「環境首都あいち」	○複数の課題の統合的解決 ○新たな課題への的確・迅速な対応 ○「行動する人づくり」の推進
【目指すべき姿】	○環境の各分野の統合的向上 ○環境と経済の統合的向上 ○環境と社会の統合的向上	○連携・協働による施策の展開

<環境施策の方向及び指標>

1 地球温暖化対策	・徹底した省エネルギーの促進 ・再生可能エネルギー等の導入拡大の促進 ・環境と調和した自動車利用 ・水素の利活用拡大 ・フロン類対策の推進 ・温室効果ガスの吸収源対策の推進 ・気候変動への適応（適応策）	【重点施策①】再生可能エネルギーの導入拡大・徹底した省エネルギーの促進と環境産業の振興 【重点施策②】次世代自動車の普及拡大
2 自然との共生	・野生生物の保護と適正管理 ・生態系ネットワークの形成 ・生態系サービスの持続可能な利用 ・生物多様性の主流化の取組強化	【重点施策③】「あいち方式 2030」推進プラットフォームの構築
3 資源循環	・地域循環圏づくりの推進 ・あらゆる場面での３Ｒの促進 ・廃棄物の適正処理と監視体制の徹底 ・廃棄物処理施設の整備の促進	【重点施策④】地域循環圏づくり 【重点施策⑤】プラスチックごみゼロ 【重点施策⑥】食品ロスの削減
4 安全・安心の確保	・良好な大気環境の保全 ・良好な水環境の保全、健全な水循環の再生 ・良好な土壌環境・地盤環境の保全 ・騒音、振動、悪臭の防止 ・化学物質等による環境汚染の防止 ・環境面からの防災・減災力の強化 ・環境保全の基盤となる施策の推進	【重点施策⑦】海域の生物多様性や水産資源の生産性を考慮した水質改善
5 行動する人づくり	・誰もが学べる環境づくり ・主体間や世代間の学び合い・育ち合い ・自主的な環境配慮行動等の促進 ・SDGsの普及促進	【重点施策⑧】SDGsの普及促進 【重点施策⑨】誰もが学べるあいちの環境学習による人材育成と自主的取組の促進

(4) 持続可能な開発目標 (SDGs) (2015年9月 国連)

2015年9月の国連サミットにおいて採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で、「誰一人取り残さない」「持続可能」で「多様性」と「包摂性※」のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標である「持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals)」が示されました。環境基本計画もこの考え方を踏まえて策定しています。

- 持続可能で多様性と包摂性のある社会 ～誰一人取り残さない～
- People (人間)、Planet (地球)、Prosperity (豊かさ)、Peace (平和)、Partnership (パートナーシップ)
- 『経済成長』『社会的包摂』『環境保護』の調和

<17の国際目標(ゴール)>

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| 1. 貧困をなくそう | 10. 人や国の不平等をなくそう |
| 2. 飢餓をゼロに | 11. 住み続けられるまちづくりを |
| 3. すべての人に健康と福祉を | 12. つくる責任 つかう責任 |
| 4. 質の高い教育をみんなに | 13. 気候変動に具体的な対策を |
| 5. ジェンダー平等を実現しよう | 14. 海の豊かさを守ろう |
| 6. 安全な水とトイレを世界中に | 15. 陸の豊かさを守ろう |
| 7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに | 16. 平和と公正をすべての人に |
| 8. 働きがいも経済成長も | 17. パートナーシップで目標を達成しよう |
| 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう | |

※包摂性：社会的排除と反対の概念で、排除されがちな社会的に弱い立場の人も、社会の一員としてともに支え合う考え方。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3. 計画の期間、計画の対象範囲

(1) 計画の期間

第2次扶桑町環境基本計画の計画期間は、令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）の10年間とします。

国等の政策変更、社会情勢の変化等により必要が生じた場合においては、計画を見直すなどの対応を行いながら、施策を推進します。

(2) 対象とする環境の範囲

扶桑町環境基本条例における「環境」の考え方を基本とし、地域環境としての生活環境（快適環境を含む）、自然環境、地球規模の環境を対象とします。また、それらの環境に影響を及ぼす社会経済についても対象とします。

範囲	主な環境要素	共通影響要素 (社会経済)
①生活環境 (快適環境を含む)	大気、騒音、悪臭、有害化学物質、 都市空間、歴史的・文化的遺産など	位置・沿革、 人口・世帯数、 土地利用、交通、 農林水産、商業、 工業、観光など
②自然環境	水、水辺、緑、森林、大地、 動植物、生物の生息環境など	
③地球環境	地球温暖化、オゾン層、 資源・エネルギー、廃棄物など	

(3) 対象とする区域

第2次扶桑町環境基本計画は、扶桑町全域を対象とします。

なお、扶桑町内だけでは解決できない問題については、近隣自治体、関係機関などと調整しながら、施策や取組を行います。

第2章

扶桑町の環境特性と課題

1. 扶桑町の概要

(1) 位置・面積

扶桑町は愛知県の西北部にあり、東は犬山市、西は江南市、南は大口町、そして北は木曽川をへだてて岐阜県各務原市に接しています。土地はおおむね平坦で北に高く、南にやや低く、総面積 11.19 平方キロメートル、濃尾平野の一部をなしている田園地帯です。



(2) 人口・世帯数

令和 6 年（2024 年）3 月末現在で、人口 34,999 人、世帯数 15,804 世帯となっており、ともに微増傾向が続いています。

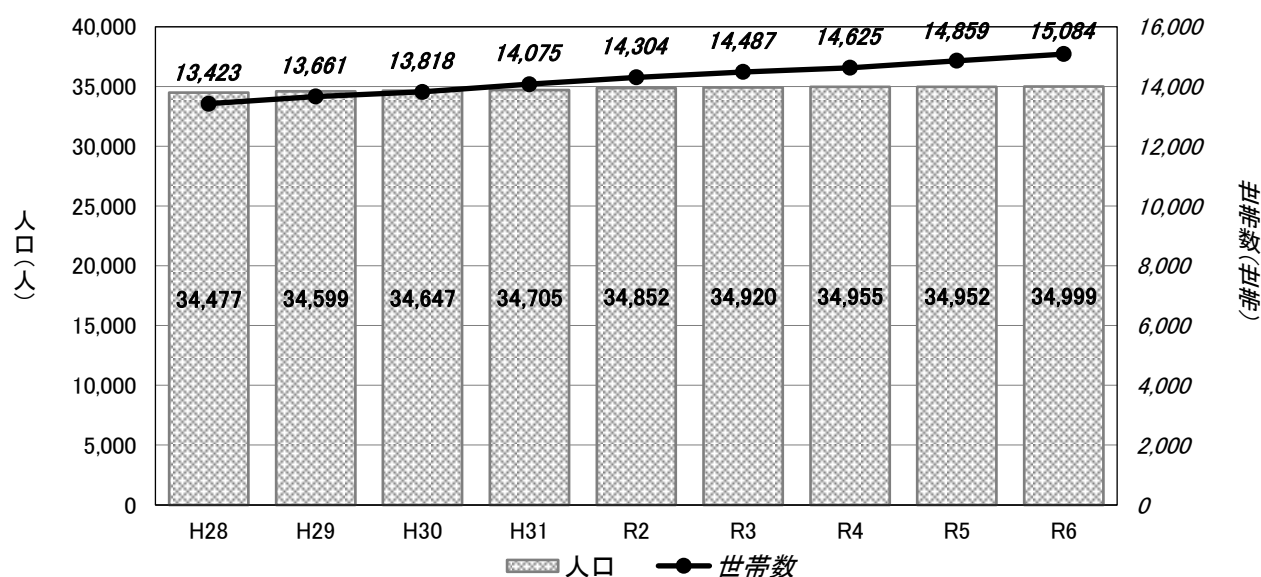


図. 扶桑町の人口・世帯数の推移（資料：住民基本台帳 各年 3 月末）

2. 扶桑町の環境の状況

(1) 温室効果ガス排出量

国では、2030 年度（令和 12 年度）までに、2013 年度（平成 25 年度）比 46%削減、2050 年度に排出量実質ゼロを目指しています。

令和 3 年度の扶桑町の温室効果ガス排出量は 138.9 千 t-CO₂ であり、平成 25 年度以降減少傾向にありましたが、令和 3 年度には増加に転じました。

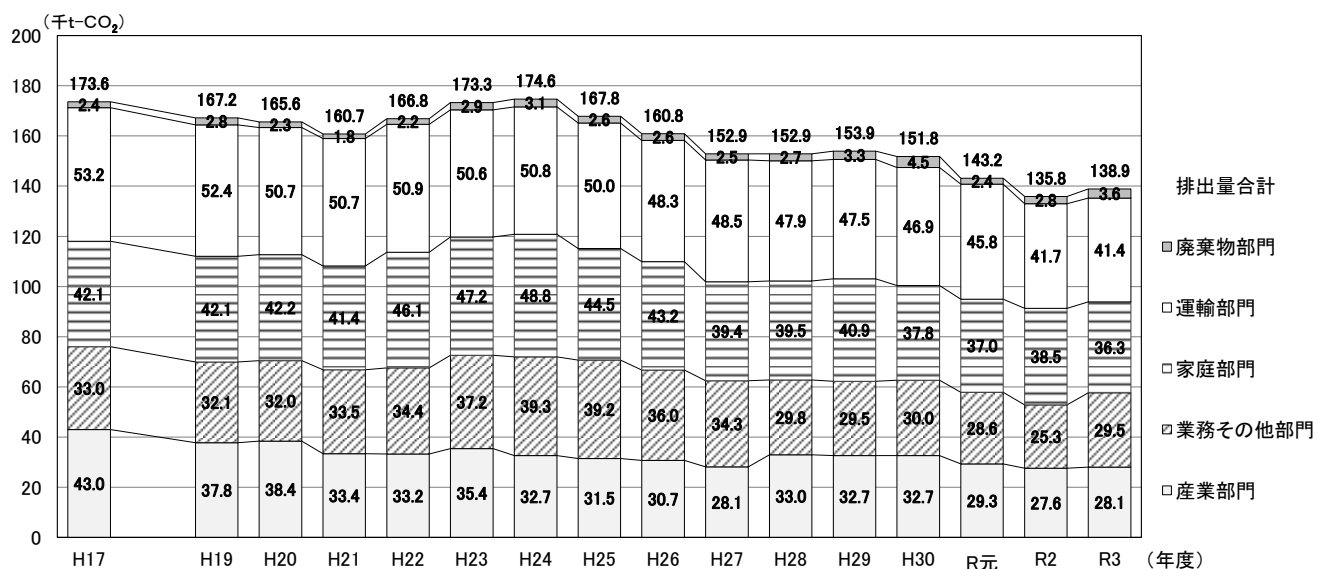
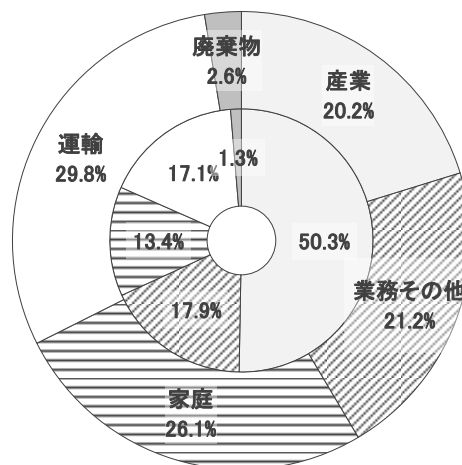


図. 扶桑町における温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量の推移（資料：環境省自治体排出量カルテ）

令和 3 年度の扶桑町の温室効果ガス排出量の部門別割合は、運輸部門が 29.8%と最も多く、次いで家庭部門 26.1%、業務その他部門 21.2%、産業部門 20.2%となっています。

図. 令和 3 年度温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の部門別割合（外側の円：扶桑町、内側の円：愛知県）
（資料：環境省自治体排出量カルテ）



(2) ごみ排出量（一般廃棄物）

扶桑町によるごみ収集量で見ると、新型コロナ感染が拡大した令和2～3年度に増加したものの、全体としては緩やかに減少しています。リサイクル率は令和2～4年度にかけて低下しましたが、令和5年度には増加に転じています。

国では、令和7年度における家庭系ごみ1人1日あたりごみ排出量の目標を440グラム、令和9年度におけるリサイクル率の目標を28%に設定していますが、令和5年度の扶桑町の状況は、家庭系ごみ1人1日あたりごみ排出量495グラム、リサイクル率は14.4%となっています。

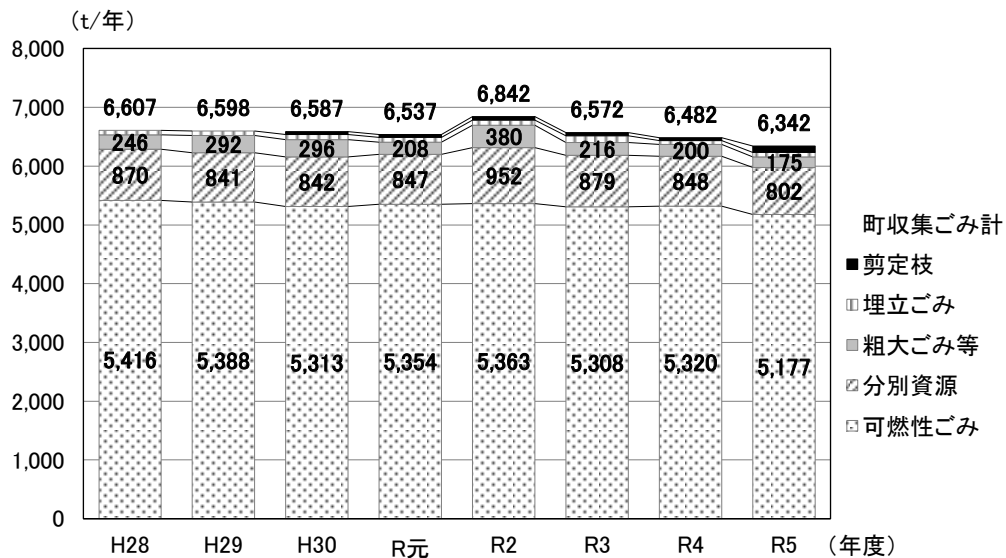


図. 扶桑町収集ごみの内訳の推移（扶桑町資料）

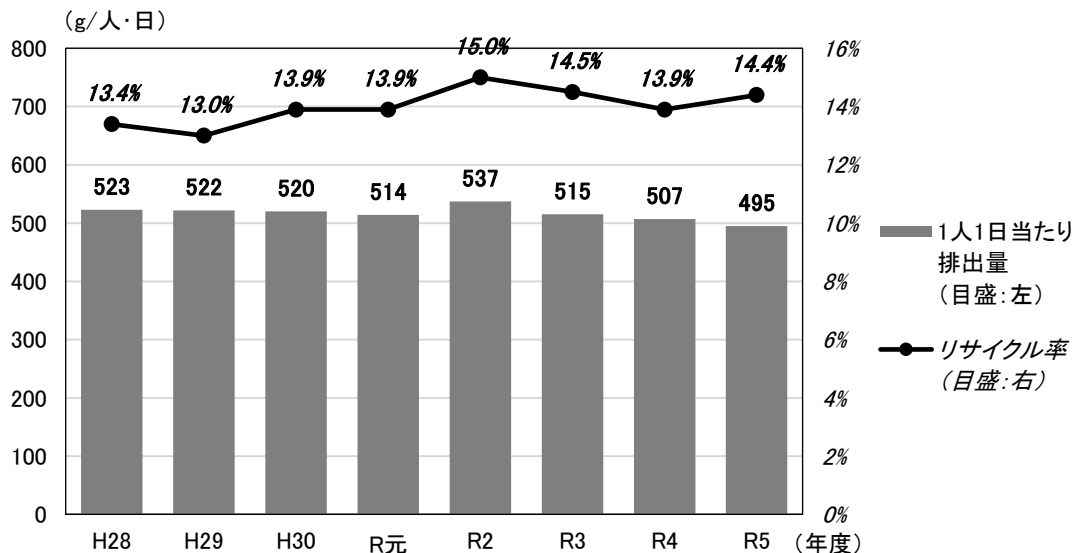


図. 扶桑町ごみ収集量による1人1日あたり排出量、リサイクル率の推移（扶桑町資料）

(3) 緑地・水面

農地、森林、河川・水路などの自然的土地利用は、扶桑町では概ね3割程度となっています。なお、扶桑町には森林は存在していません。

農地（田・畑）及び河川・水路の面積は微減傾向にあり、宅地等の都市的土地利用への転換が進んでいます。

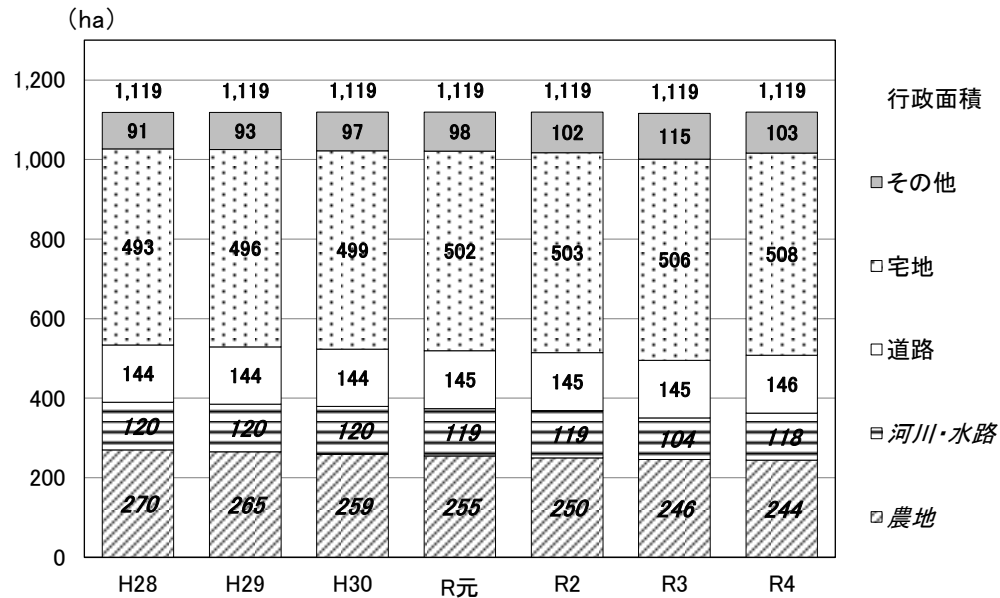


図. 扶桑町における土地利用面積の推移（資料：愛知県土地に関する統計年報）

(4) 公害苦情件数

苦情件数は平成25～27年度及び新型コロナ感染拡大期の令和2～3年度に多くなりましたが、概ね年間70～80件で推移しています。「雑草」（主に雑種地・空き地の雑草）、「悪臭」の苦情件数が多くなっています。

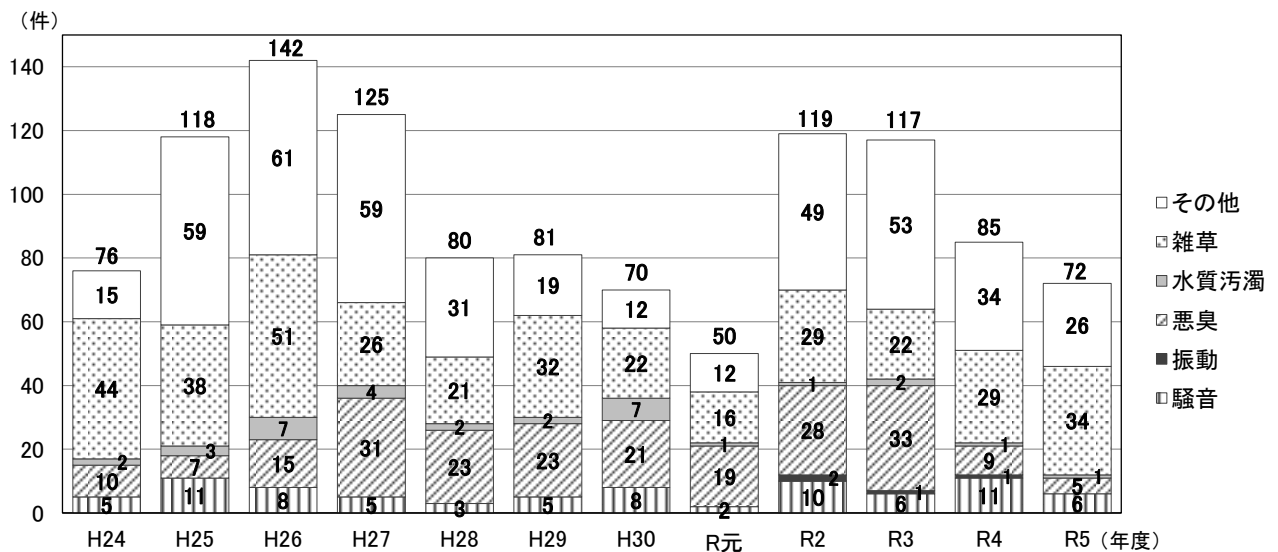


図. 公害苦情件数の推移（資料：扶桑町資料）

(5) 気候の状況（平均気温、降雨量等）

長期的には、気温の上昇等の気候変動がいられていますが、短期的には年ごとの変化が大きくなっており、平均気温、降雨量等のデータは下記のようになっています。

表. 扶桑町における年間気象データの推移（資料：扶桑の統計 丹羽消防署データ）

年	平均気温 ℃	平均湿度 %	風速m/s		降雨量 mm
			平均	最大瞬間	
H28	16.9	68.8	2.3	24.0	1,641
H29	15.6	71.3	2.3	78.8	1,727
H30	16.6	71.5	2.4	35.7	1,577
R 元	16.7	71.0	2.3	24.6	1,577
R2	16.7	68.2	2.3	23.1	1,826
R3	16.5	64.1	2.3	26.8	1,828
R4	16.5	64.7	2.3	20.9	1,795
R5	17.1	64.1	2.3	23.2	1,520

表. 扶桑町における月別平均気温の推移（資料：扶桑の統計 丹羽消防署データ）

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
H28	7.6	5.9	10.1	15.5	20.4	22.9	27.0	28.6	25.2	19.4	12.3	7.7
H29	4.2	4.7	7.9	14.4	20.2	22.2	28.0	28.0	23.4	17.9	11.0	5.2
H30	3.4	4.1	10.8	16.2	19.6	23.3	29.4	29.5	23.5	18.5	13.5	7.6
R 元	4.5	6.7	9.6	13.6	20.1	23.0	26.0	28.9	26.5	20.0	13.0	8.3
R2	7.1	6.6	10.1	12.8	20.2	24.5	25.4	30.1	25.1	17.6	13.6	6.8
R3	4.4	7.1	11.5	14.7	19.1	23.5	27.4	27.7	23.9	19.7	12.5	7.0
R4	3.6	3.9	10.4	16.4	19.2	24.2	27.4	28.2	25.9	16.2	14.2	5.9
R5	4.6	6.1	12.2	15.4	19.8	23.6	28.6	29.1	27.2	17.9	13.1	7.8

表. 扶桑町における降水量の推移（資料：扶桑の統計 丹羽消防署データ）

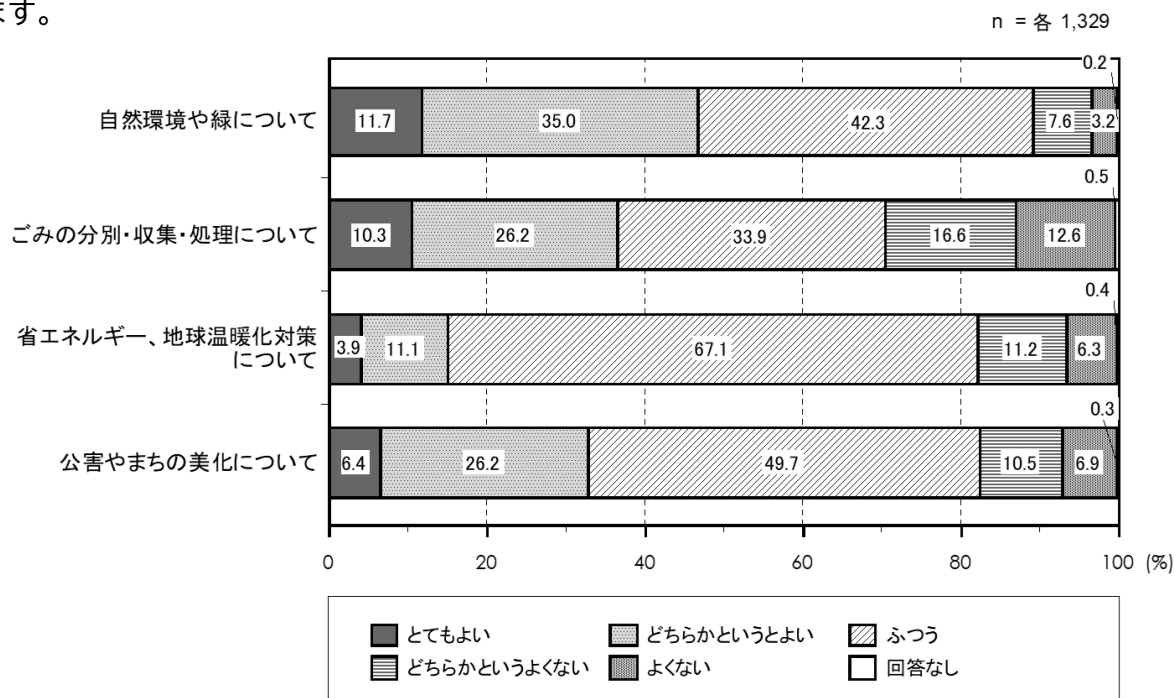
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
H28	54.5	84.0	116.0	177.0	133.5	200.5	118.5	114.5	321.5	162.5	80.0	78.0
H29	39.0	5.0	67.5	154.5	62.0	135.0	294.5	318.0	116.0	418.5	41.5	30.0
H30	47.5	10.5	186.5	189.5	232.0	168.5	207.0	78.5	321.0	27.5	40.5	67.5
R 元	12.0	50.0	64.0	110.0	163.5	185.0	317.5	190.5	69.5	329.0	17.5	68.5
R2	54.5	57.0	117.5	90.5	145.5	252.5	527.0	43.5	277.0	204.0	38.0	19.0
R3	62.0	38.0	168.0	171.0	202.5	129.0	216.5	392.0	251.0	62.5	57.5	77.5
R4	25.5	37.5	91.5	103.0	143.0	111.5	536.0	307.0	228.5	73.0	110.5	28.0
R5	25.5	49.0	77.0	170.5	215.0	335.0	81.5	193.0	144.0	106.5	65.0	68.0

3. 環境に関する町民意識（令和5年10月町民WEBアンケート調査より）

（1）扶桑町の環境の現状評価

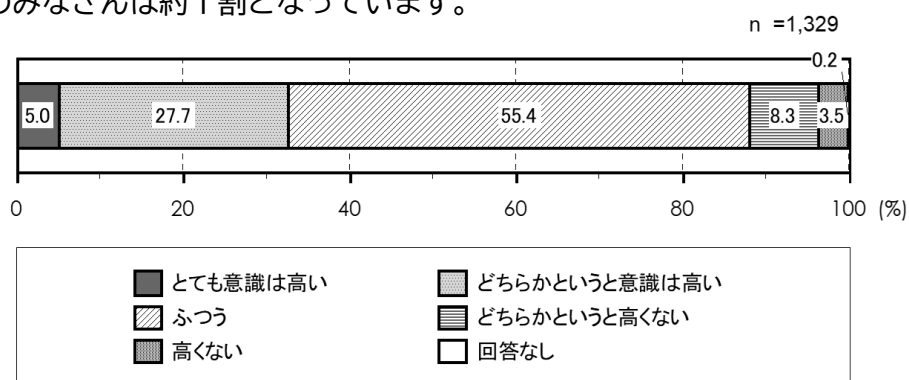
「とてもよい」「どちらかというといよい」の合計は、「自然環境や緑」の評価が最も高く、「省エネルギー・地球温暖化対策」は最も低くなっています。

「ごみの分別・収集・処理」は、他の分野に比べると「よくない」という評価が多くなっています。



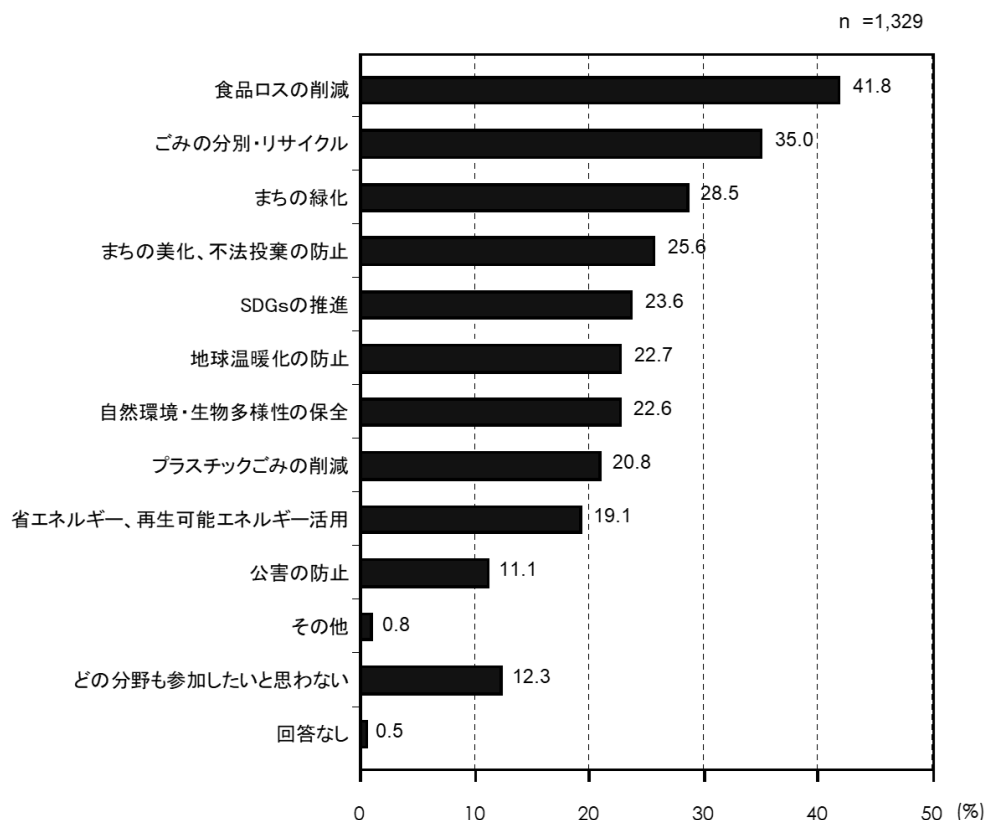
（2）環境保全に対する自身の意識

約1/3の町民のみなさんが、環境保全に対して意識が高いと回答しています。一方で、意識が低いと回答する町民のみなさんは約1割となっています。



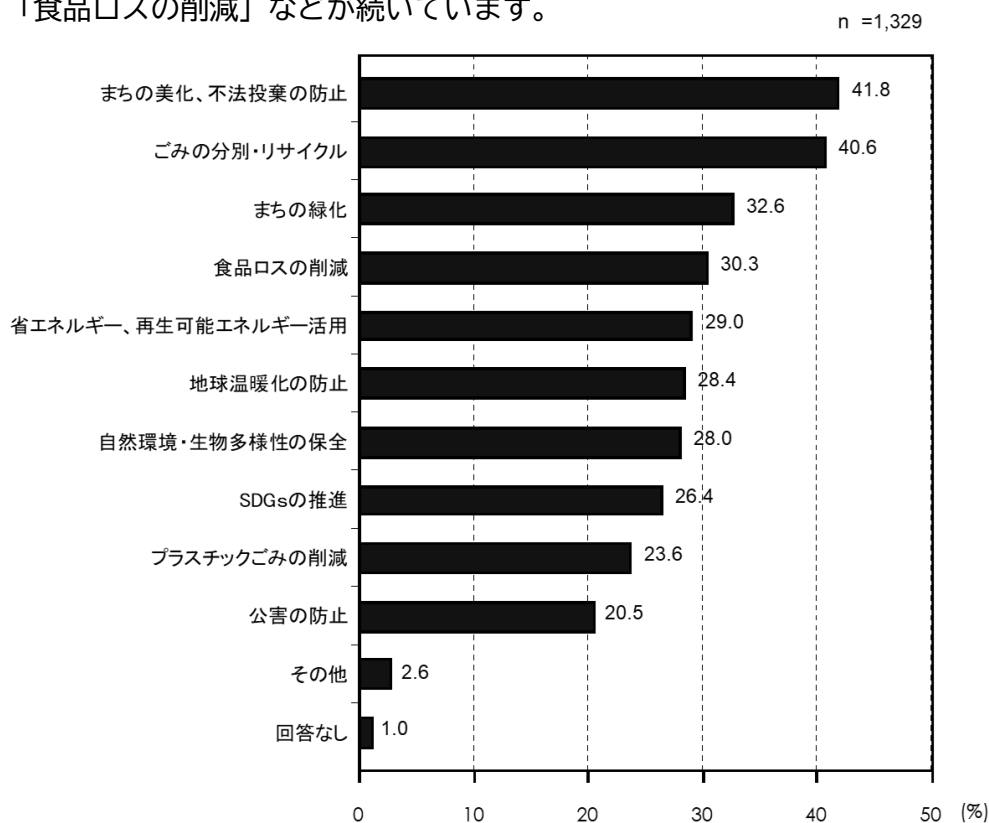
(3) 環境に関する取組に対して参加したい分野（複数回答）

「食品ロスの削減」が最も多く、「ごみの分別・リサイクル」、「まちの緑化」が続いています。



(4) 扶桑町役場が取り組むべき環境施策（複数回答）

「まちの美化、不法投棄の防止」「ごみの分別・リサイクル」が40%を超えて多く、「まちの緑化」、「食品ロスの削減」などが続いています。



4. 扶桑町の環境の保全・創造に向けた課題

■地球温暖化防止への取組は加速度的に進めていくことが必要

国際的にも地球温暖化防止に対する取組が必要不可欠となっています。夏季の連日の猛暑や短時間の局地的豪雨（ゲリラ豪雨）など、私たちの暮らしや産業にも影響を及ぼすようになっていきます。このため、扶桑町においても温室効果ガスの排出抑制など地球温暖化防止に向けた施策や取組が必要となっています。

■暮らしや産業と調和させながら貴重な自然・生物を保全することが必要

扶桑町にはまとまった自然地は少ないものの、農地・河川やまちの中に緑や生物が存在しています。しかし、放っておくとこれらは都市化に伴い減少してしまいます。持続可能な地域のためには都市と自然のバランスが大切であり、私たちの暮らしや産業、健康のためにも自然は必要不可欠です。このため、扶桑町の自然や生物の保全に向けた取組が必要となっています。

■ごみの減量、循環型社会の実現が必要

大量生産・大量消費・大量廃棄の時代には多くの資源が消費され、ごみが発生していました。ごみの多くは焼却や埋立により処分され、多くの環境負荷、財政負荷をかけていました。最近ではものを大切にする意識向上によりごみの発生は横ばい傾向になりましたが、ごみの発生をさらに削減し、環境負荷の少ない循環型社会の実現を目指す取組が必要となっています。

■公害防止やまちの美化などの生活環境の保全・向上が必要

まちの美化等に対する町民のみなさんの関心は高く、生活環境の保全・向上は必要不可欠です。かつては事業活動を原因とした公害問題が大きく影響していましたが、近年は身近な環境や日常の暮らしの活動から発生する苦情も増えています。行政・町民・事業所のみなさんの共通の理解と協力のもと、暮らしやすさにつながる環境づくりが必要となっています。

■身近な生活環境のみならず、地球環境の保全への貢献も必要

大気、水、生物、資源など、環境の要素は地球全体でつながっており、扶桑町での些細な行動が、地球の別の場所の環境に影響を及ぼすこともあります。このため、暮らしに身近な扶桑町の近隣環境だけではなく、地球全体の環境保全にも意識しながら、地球温暖化対策、循環型社会の実現等の環境問題に取り組んでいくことが必要となっています。

■その他の地域の課題とも連携し、多様な人が参加できる取組の展開が必要

これまでの環境の取組は、何かを我慢・抑制して取り組むものが多くありましたが、それだけでは有効な解決ができなくなっています。今後は、その他の社会・経済問題、福祉や教育等の課題解決とも連携しながら、町民のみなさんにとっても楽しく得を感じて参加できる取組を進めていくことが必要となっています。

■行政・町民・事業者が連携・協働した取組が必要

環境保全の取組は、行政の取組や呼びかけのみで実現できることは少なく、町民や事業者のみなさんとの連携・協働が不可欠になります。行政・町民・事業者のひとりひとりが心掛けて取り組むこと、適切に役割分担して取り組むこと、協力・協働して一緒に取り組むこと等により、扶桑町及び地球環境全体の環境保全に向けて取り組んでいくことが必要となっています。

1. 扶桑町の環境の将来像

次世代のみんなが 笑顔になる環境を 継承するまち

第5次扶桑町総合計画においては、まちづくりの視点として「みんなの笑顔が かがやくまち 扶桑町」を掲げています。ふそう環境まちづくり計画では、総合計画のまちづくりの視点を、環境の視点から実現させることを目指すとともに、扶桑町の環境を保全・向上させて、次の世代に引き継いでいくことを目指して、扶桑町の環境の将来像として、「次世代のみんなが 笑顔になる環境を 継承するまち」としています。

2. 施策推進の基本的考え方

環境まちづくりに関する施策を扶桑町が推進するにあたっては、次の視点・考え方を持って取り組むこととします。

●扶桑町の身近な環境の向上と地球全体の環境保全への貢献

環境まちづくりにおいては、地域の快適さや暮らしやすさのための身近な環境とともに、地球全体の環境問題への貢献も考えていく必要があります。扶桑町での小さな行動も地球環境に影響を及ぼしていくということを意識しながら、地球全体の環境保全も目指して、環境まちづくりの取組を行うこととします。

●社会・経済の成長につながる環境の保全・創造

SDGs（持続可能な開発目標）の達成のためには、「環境」「経済」「社会」の3つの側面の統合が必要とされています。環境保全のために経済や社会を犠牲にするのではなく、それぞれのバランスや成長が必要とされています。扶桑町の環境まちづくりにおいても、環境保全と社会・経済の成長がともに実現する取組を目指すこととします。

●暮らしの豊かさ（ウェルビーイング）と両立する環境まちづくり

まちづくりにおいては、私たち一人一人の暮らしの豊かさ（ウェルビーイング）を大切にすることが求められます。社会・経済と同様に、日々の暮らしの「我慢」と引き換えに環境保全に取り組むのではなく、心豊かな暮らしと環境保全の両立、環境をよくすることが私たちの暮らしの豊かさにつながる施策や取組を目指すこととします。

●町民や事業者の活動との連携による環境まちづくり

身近な環境の向上、地球環境の保全とともに、一部の人や団体の頑張りだけでは効果がありません。すべての行政、町民、事業者がそれぞれ取り組むとともに、同じ目標を持って協力・協働して取り組むことが不可欠になります。扶桑町の環境まちづくりは、行政・町民・事業者等の総力を結集して取り組むこととします。

3. 環境まちづくりの基本目標

1 カーボンニュートラルを実現する

地球温暖化・気候変動の主な原因とされる温室効果ガスの排出削減が、扶桑町のみならず、国際的な喫緊の課題となっています。暮らし・事業活動・行政活動における省エネルギーを引き続き進めるとともに、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの創出、活用、自動車利用の見直しを進めることにより二酸化炭素の排出削減、カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現を目指します。また、既に影響が始まっている平均気温の上昇や短時間集中豪雨等の気候変動への対応を進めることとします。

【基本施策】

- 1-1 省エネルギーを促進する
- 1-2 再生可能エネルギーを活用する
- 1-3 自動車の利用方法を見直す
- 1-4 気候変動に適応する

【扶桑町の関連計画】

- 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
- 公共施設等総合管理計画
- 個別施設計画（公共施設・公用施設編）
- 地域公共交通計画
- 気候変動適応計画

【目標とする指標】

項目	現状値	目標
温室効果ガス（二酸化炭素）の年間排出量	138.9 千 t-CO ₂ （令和 3 年度）	72.5 千 t-CO ₂ （令和 16 年度）
チョイソコふそう利用登録者数	3,181 人 （令和 5 年度末）	増加

※国の温室効果ガス排出目標値は、2030 年は 2013 年比 46%減、2050 年は実質ゼロ

2 自然環境・生物多様性を大切にする

緑や水、生物等の自然環境は、暮らしに潤いや豊かさをのみならず、産業や地域の持続的にとっても大切です。扶桑町にはまとまった自然はありませんが、身近な至る所での自然や緑の存在が大切です。このため、都市的土地利用との調和を図りながら、自然や緑を減らさないように努めるとともに、緑化の促進、地域の生態系の保全を図ります。また、暮らしや産業等における自然や文化の調和・活用を目指します。

【基本施策】

- 2-1 緑や水辺などの自然地を守る
- 2-2 まちを緑化する
- 2-3 地域の生態系を保全する
- 2-4 自然や文化を暮らしに活かす

【扶桑町の関連計画】

- 生物多様性地域戦略
- 都市計画マスタープラン
- 農業振興地域整備計画

【目標とする指標】

項目	現状値	目標
自然地（農地・水面等）の面積	362ha (令和4年)	現状維持
一人あたりの整備済み公園面積	5.2 m ² /人 (令和5年度末)	増加

3 ごみを減らして循環型社会を実現する

物をごみとして捨てることは、生産に係る資源の消費、焼却や埋立等における環境負荷とともに、処理費用に掛かる財政負荷につながることから、ごみの減量は必須です。このため、物を大切に使うでごみを減らす、不要になったものを再利用や資源化してごみとして捨てないようにする、環境負荷の少ない方法でのごみ処理等を進めることにより、循環型社会の実現を目指します。

【基本施策】

- 3-1 ごみを減らす（リデュースを促進する）
- 3-2 リユース・リサイクルを促進する
- 3-3 ごみを適切に処理する

【扶桑町の関連計画】

- ごみ処理基本計画
- 分別収集計画
- 災害廃棄物処理計画

【目標とする指標】

項目	現状値	目標
住民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	495g (令和5年度)	減少
一般廃棄物におけるリサイクル率	14.4% (令和5年度)	増加

※環境省の目標値：令和7年度の1人1日あたり家庭系ごみ排出量 440g
令和9年度の一般廃棄物におけるリサイクル率 28%

4 身近な生活環境を守る

事業活動から発生する公害は法令整備や事業者の取組により減少傾向にありますが、最近では日常の暮らしから発生する苦情が増えており、生活環境に影響を及ぼす公害・苦情が変わりつつあります。また、雨水や汚水の処理や排水等については、衛生面や防災面で生活環境に影響を及ぼしており、適切な水環境の保全を目指します。さらにごみのポイ捨てや不法投棄防止等を通じて、地域の環境美化、きれいなまちを目指します。

【基本施策】

- 4-1 公害をなくす
- 4-2 適切な水循環を保全する
- 4-3 まちをきれいに保つ

【扶桑町の関連計画】

- 生活排水処理基本計画
- 汚水適正処理構想
- 公共下水道全体計画

【目標とする指標】

項目	現状値	目標
公害・苦情通報件数	72 件 (令和 5 年度)	減少
汚水処理人口普及率	76.5% (令和 5 年度末)	増加

5 環境まちづくりの体制としくみづくり

環境を守るためには、行政とともに町民や事業者の環境に対する意識がより一層向上し、活動するための体制等を整える必要があります。このため、環境を学ぶ機会を増やすとともに、活動の場や機会の充実等により、行政、町民、事業者等の連携や協働により様々な環境活動の活発化を目指します。

【基本施策】

- 5-1 扶桑町役場が率先して取り組む
- 5-2 町民参加、町民主体の活動を促進する
- 5-3 環境に関する学びの場や機会を増やす

【扶桑町の関連計画】

- 環境管理行動計画（ふそうエコプラン）
- 協働に向けてのガイドライン
- 生涯学習基本構想

【目標とする指標】

項目	現状値	目標
環境に関する出前講座実施回数	1 件 (令和 6 年度)	増加
環境に関する生涯学習講座の開講数	8 回 (令和 5 年度)	継続

第4章

環境を保全・創造するための取組

1. カーボンニュートラルを実現する

1-1 省エネルギーを促進する

《現状と課題》

温室効果ガス排出量を削減するためには、まずは、エネルギー使用量を少なくすることが必要です。最近では、エネルギー利用機器や自動車等が普及する一方で、設備・機器の高性能化や省エネ意識の向上等により、この20年程度の日本のエネルギー消費量は減少傾向にあります。

今後も引き続き、省エネ性能の優れた設備・機器の導入、省エネ意識の更なる向上により、エネルギーの消費量の減少を目指していく必要があります。

《10年後に目指す状況》

- 省エネ意識が向上し、省エネにつながるライフスタイルが普及しています。
- 電気、ガス、水道等の使用料を毎回確認しています。
- 省エネ性能の高い機器や設備、建築物が家庭や事業者に普及しています。

《主な施策・事業》

施策・事業名	内 容
①省エネ行動の推進	国が推進している「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）と連携し、脱炭素につながる暮らしや事業活動における行動変容やライフスタイル転換に向けた普及・PRを行います。
②住宅・建築物の省エネ化の推進	住宅・建築物における省エネ性能表示とともに、ZEH（ゼッチ：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）水準の省エネ性能の確保を普及するため、制度や支援施策の広報・周知を行います。
③省エネ型機器への転換促進	太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、燃料電池、蓄電池、電気自動車等充給電設備、高性能外皮等を導入する個人に対し、経費の一部を補助する制度を実施します。
④エネルギー消費量の見える化の促進	各事業者や家庭において、省エネ・節電を行うことを目的として、毎月のエネルギーの使用状況を確認したり、削減の目標を設定することを推奨します。

《行政・町民・事業者の役割》

行政（扶桑町）の役割	町民や事業者等をお願いすること
○扶桑町役場や町の施設における省エネを徹底するとともに、エネルギー使用量を公表します。	○電気・ガス等の毎月の使用料を確認する。 家計の節約にもつながります。
○町民や事業者等のみなさんに対し、省エネに関する普及・情報提供を行います。	○電気・ガス機器等の使い方を見直す。 例 ▽使っていない照明機器を消す ▽電気機器のコンセントを抜く ▽空調温度を適切な温度に設定する ▽可能な場合はガス調理せずに電子レンジ
○省エネにつながる町民や事業者等のみなさ	

んの知恵やアイデアを共有します。 ○町民のみなさんの省エネ性能の高い一部の機器・設備等の設置に対する支援を行います。	を使用する ○買い替え時に省エネ性能の高い機器・設備等に切り替える。 例 ▽窓ガラスを複層ガラスに替える ▽照明機器をＬＥＤに替える ▽家電を省エネ性能のものに替える ▽ガス給湯器を高効率給湯器に替える ○水道使用の節約、ごみの減量に取り組む。 これらも間接的に省エネに貢献します。
--	---

1-2 再生可能エネルギーを活用する

《現状と課題》

温室効果ガス排出量を削減するためには、石油などの化石燃料の使用、さらには化石燃料を原料とするもの（プラスチック等）の使用量を少なくすることが必要です。カーボンニュートラルのためには、化石由来のエネルギーから再生可能エネルギーに切り替えていく必要があります。太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用は増えていますが、この流れをさらに急加速させていく必要があります。

再生可能エネルギーを活用するためには、太陽光発電等によりエネルギーを地域で生産するとともに、電力等を購入する際に再生可能エネルギー由来のものを選択することも必要です。

カーボンニュートラルの実現に向けて、将来は使用するほとんどのエネルギーを再生可能エネルギーとすることを目指していく必要があります。

《10年後に目指す状況》

- 扶桑町内において、太陽光発電などの再生可能エネルギーの生産が盛んになっています。
- 電力購入の際には、再生可能エネルギーによるものを選択するようになっています。
- 工業施設や事業所等においては、事業活動において発生する熱エネルギー等も有効に活用しています。

《主な施策・事業》

施策・事業名	内 容
①太陽光発電の促進	温室効果ガスを排出せずに発電できる太陽光発電を行うため、自然環境や生活環境に配慮しながら、建物敷地や屋根等を活用すること推奨します。太陽光発電は時間帯や天候によって発電量が左右されることから、電力の安定供給のための蓄電池の設置もあわせて推奨します。
②公共施設における太陽光発電等の推進	扶桑町の公共施設において、構造上太陽光発電設備を設置可能な施設については、屋上防水等の大規模改修時に積極的に導入します。
③再生可能エネルギーの活用促進	電力に関して、再生可能エネルギーによる自家発電とともに、購入する際にも再生可能エネルギー由来の電力を選択して活用することを促進します。
④エネルギーの循環活用の促進	新たに整備するごみ焼却施設の処理過程から発生する熱エネルギーを焼却に活用します。

《行政・町民・事業者の役割》

行政（扶桑町）の役割	町民や事業者等にお願いくること
○扶桑町の公共施設における太陽光発電を推進します。 ○扶桑町の業務活動において、ガス、ガソリン、軽油、重油、灯油等の化石燃料の使用	○建物の構造や屋根の状況を見極めながら、太陽光発電パネルや蓄電池を設置する。 ○家庭や業務において、化石燃料や化石燃料由来のエネルギーや材料の使用を少なくする。

量を減らします。 ○電力購入の際には、再生可能エネルギーから発電した電力を選択します。 ○扶桑町の施設において廃熱利用を検討します。	○電力購入の際には、再生可能エネルギーから発電した電力を選択する。 ○事業所等においては、業務活動等から発生する廃熱等の活用を検討する。
---	--

1-3 自動車の利用方法を見直す

《現状と課題》

温室効果ガス排出量には自動車利用も大きく影響しており、扶桑町から排出される温室効果ガスの概ね3割程度は、自動車からの排出となっています。国ではガソリン車の新車販売を2035年以降は禁止する方針を打ち出しており、電気自動車、燃料電池自動車等への転換が必要となっています。

これまでも、国の排出ガス規制や電気自動車、ハイブリッド車等の普及は進んでいますが、環境や安全の観点から、自家用自動車による移動習慣の見直しも求められています。今後も、ガソリン車からの転換と、自動車の利用方法の見直しをあわせて実施していくことが必要となっています。

《10年後に目指す状況》

- 扶桑町内においてガソリン車は少なくなり、電動車等の普及が進んでいます。
- 電動車等の普及にあわせて、公共施設や住宅での充電設備が増加しています。
- 急加速、急ブレーキをしないなど、環境にやさしいエコドライブが普及しています。
- 近距離は徒歩や自転車で移動する、公共交通機関を利用するなど、自家用自動車に頼らないライフスタイルが普及してきています。

《主な施策・事業》

施策・事業名	内 容
①電動車等への転換促進	国の2035年以降のガソリン車新車販売禁止の方針を踏まえて、電気自動車（EV）・燃料電池自動車（FCV）・プラグインハイブリッド（PHEV）・ハイブリッド（HV）への転換を促進します。電動車等の導入が困難な車種については低燃費型の自動車の選択を推奨します。
②充電インフラ等の設置促進	電動車等への転換に向けて、充電ステーションや水素ステーションの立地促進、家庭における充電設備の設置促進を図ります。
③エコドライブの促進	温室効果ガスの排出や騒音・振動等の公害防止の観点から、急発進・急加速・急ブレーキを回避する、アイドリングをしない、タイヤの空気圧等を適切に保つ等のエコドライブを普及・PRし推奨します。
④公共交通機関や自転車等の利用促進	生活や事業活動における移動において、自動車利用はできるだけ避け、鉄道やバス等の公共交通機関や自転車等の利用を推奨します。そのために、「チョイソコふそう」のさらなる普及を図るとともに、駐輪施設等の整備の促進、自転車の安全対策の充実を行います。

《行政・町民・事業者の役割》

行政（扶桑町）の役割	町民や事業者等をお願いすること
○扶桑町の業務活動における公用車利用を減らし、公共交通機関の利用や、自転車や徒歩による移動を拡大します。	○自家用車・社用車の利用を減らし、移動の目的や場所に応じて、公共交通機関を利用したり、自転車や徒歩による移動に転換します。

○公用車におけるガソリン車から電動車等への転換を進めます。 ○公共施設における充電設備の設置を進めるとともに、民間施設への充電設備の設置も推奨します。 ○公用車におけるゆっくり加速などのやさしい運転、エコドライブを徹底します。 ○「カーシェアリング」や「コミュニティサイクル」など、あたらしい移動手段の導入を推進します。	○自家用車や社用車を、ガソリン車から電動車等に転換します。 ○車庫をつくる時には、電動車への転換を意識して充電設備を設置します。 ○ゆっくり加速などのやさしい運転、エコドライブを心掛けます。
---	---

1-4 気候変動に適応する

＜現状と課題＞

地球温暖化による影響とされる平均気温の上昇、大雨の頻度等の気候変動は既に現れており、農産物の品質低下、災害の増加、熱中症リスクの増加など、生活や産業への影響も出てきています。このため、気候変動の防止のための温室効果ガス排出量の削減とともに、既に始まっている気候変動への対応も必要となっています。

扶桑町においては、日常生活への影響が大きい熱中症対策や局地的豪雨等の災害対策が急務となっており、熱中症予防や防災行動に関する普及啓発や情報提供、豪雨等の防災気象情報や熱中症警戒情報の早期伝達、災害や熱中症発生時の適切な対応等について、特に取り組むことが必要となっています。

＜10年後に目指す状況＞

- 熱中症になる人や豪雨等による被災者が少なくなっています。
- 災害や熱中症に対する町民の知識が豊富になり、意識が向上しています。
- 気象警報や熱中症警戒アラート発令時には無理な行動をしないことが定着しています。
- 地域における大雨に対する防災・避難対策、熱中症対策も充実しています。

＜主な施策・事業＞

施策・事業名	内 容
①熱中症対策の普及啓発・注意喚起	熱中症警戒情報が発出された場合に速やかに町民等への周知を図るとともに、熱中症対策として実施すべき事項の普及や注意喚起を行い、町民の健康確保を図ります。
②気温に適した服装の推進	夏季・冬季に限定せず、冷暖房等の室温の適正化とその温度に適した軽装等を推奨します。扶桑町役場及び関係機関において率先的に取り組むとともに、町民理解を図りながら、扶桑町内の職場や会合等においても取組を呼び掛けます。
③クーリングシェルトアの指定	熱中症による健康被害の発生を防止するため、一時的な避難場所「クーリングシェルトア」として開設します。公共施設を積極的に開放するとともに、民間施設についても協力を呼び掛けます。
④局地的豪雨・洪水等の災害対策の推進	頻発する局地的豪雨に対応するため、排水施設や雨水貯留施設の整備等による洪水対策を講じるとともに、ハザードマップや水害時の避難対策の広報・普及を図ります。

＜行政・町民・事業者の役割＞

行政（扶桑町）の役割	町民や事業者等をお願いすること
○豪雨に関する気象・災害情報や熱中症警戒アラートの発令時には、町民・事業者に確実かつ円滑に伝達します。 ○熱中症対策や災害対策に関する効果的な知識	○暑さを避けたり、水分をこまめに補給するなど、日頃から熱中症対策に取り組む。 ○豪雨や猛暑などの気象情報に注意する。 ○災害時の避難場所や安全確保行動等を確認

や情報を町民・事業者提供します。 ○扶桑町内の公共施設におけるクーリングシェ ルターの維持・拡大を図るとともに、町内各 所の民間施設に協力を依頼し、クーリングシ ェルターの指定を行います。 ○防災対策を継続的にを行います。	しておく。 ○豪雨時や猛暑日には、無理をせずに外出を できるだけ控える。 ○心身の危険や不調を感じたら、ちゅうちょ せずに周囲に助けを求める。
--	--

2. 自然環境・生物多様性を大切にする

2-1 緑や水辺などの自然地を守る

＜現状と課題＞

扶桑町における自然地は、公園や境内の緑地、農地、河川や用水の水面及び河川敷の緑地等があります。それぞれの面積は大きくないですが、生き物の生息にも配慮し、質の高い自然地として大切に保全していく必要があります。

農地に関しては、農業の担い手の減少等により遊休農地や耕作放棄地が増加しており、農業の活性化、担い手育成を行いながら農地を保全していく必要があります。

公園・広場については、既存の公園等を保全・活用するとともに、今後も整備等にあわせて、質の高い公園・広場等を設置していく必要があります。

＜10年後に目指す状況＞

- 現在の緑地・水面は、生き物が生息する場所として大切に保全されています。
- 農地についても、農業生産の場として活用されています。
- 現在の公園・広場は、町民に親しまれて活用されるとともに、整備等に伴う新しい公園・広場も創出されています。
- 公園・広場等の清掃活動等の管理に、多くの町民や事業者が参加しています。

＜主な施策・事業＞

施策・事業名	内 容
①緑地等の保全の推進	扶桑町の良好な生活環境を確保するための事前協議に関する条例や工場立地法等を通じて、緑地等の保全を図ります。
②公園・広場の整備、適切な管理の推進	木曽川扶桑緑地公園、柏森東山緑地、尾張広域緑道は、多様な生物の生息地、身近に自然とふれあえる場、町民の憩い・レクリエーションの場として緑化の推進・保全を図ります。アダプトプログラムを活用して、町民等との協働による適切な管理に努めます。
③農地の保全・活用、農業の推進	今後も営農が見込まれる農地について、まとまりのある緑として位置付け、保全を図ります。農地の保全にあたっては農業の活性化を図るとともに、地元産農産物の活用、地産地消を促進します。
④水辺・水面の保全、適切な管理の推進	木曽川、合瀬川、青木川、木津用水等の水面・水辺は、県等の管理者と協力しながら、安全性及び親水性に配慮しながら、多様な生物の生息環境として保全を促進します。

＜行政・町民・事業者の役割＞

行政（扶桑町）の役割	町民や事業者等をお願いすること
○公園、緑地、水面、農地の保全に努めます。 ○公園、緑地、水面等の適切な管理や生き物や植物の保全に努めます。 ○新たな宅地開発事業等においては、公園・緑地等の整備を開発事業者等に要請します。 ○農業の活性化や担い手育成を推進します。	○扶桑町内の公園・緑地等を積極的に利用する。 ○公園・緑地等の管理に積極的に参加する。 ○公園・緑地等の生き物や植物を大切にする。 ○扶桑町産の農産物を積極的に購入する。

2-2 まちを緑化する

＜現状と課題＞

公園や緑地の他、施設の敷地における植栽や花壇等による緑化も大切です。まちの潤いや景観向上の他、ヒートアイランド現象の緩和など気候改善、建築物の保護や省エネルギー効果、地域の快適性の向上、公園や緑地を緑でつなぐ役割など、緑化には多くの効果があります。

多くの住宅や民間施設では、庭に植物や花を植えるなどにより緑化をしており、建物の壁面や窓につる植物を植える緑のカーテンも普及していますが、今後もこれらの緑化を推進し、潤いのある環境づくりを進めていく必要があります。

＜10年後に目指す状況＞

- 住宅地や工業地においても、多くの樹木や花を見ることができます。
- 公園や緑地と、住宅地や民間施設、公共施設の緑がつながっています。
- 緑化の効果により、地域における日陰や涼しさを感じる場所が増えています。
- 町民や事業者のみなさんが、様々な場所で、積極的に花を植えたり緑を育てています。

＜主な施策・事業＞

施策・事業名	内 容
①公共施設における緑化・植栽の推進	扶桑町役場やその他の公共施設において、敷地内の緑化、植栽、花壇設置を積極的に行うとともに、建物の屋上緑化、壁面緑化、緑のカーテン等に努めます。
②道路・公園における緑化・植栽の推進	防犯性や交通安全性に配慮しながら、道路や公園内において、緑化・植栽や花壇等の設置により、緑の増加に努めます。
③住宅・民間施設における緑化・植栽の促進	記念樹配布、緑化木配布、扶桑町緑化推進事業等を通じて、住宅や民間施設においても、敷地内の緑化、植栽、建物の屋上緑化、壁面緑化、生垣設置、花壇設置、緑のカーテン等を推奨します。
④緑のまちづくり、花いっぱい運動の推進	まちなかにおける緑や花の増加、緑地や花壇の手入れ等を促進し、緑のまちづくりや花いっぱい運動を、町民や事業者等との協働により展開します。

＜行政・町民・事業者の役割＞

行政（扶桑町）の役割	町民や事業者等をお願いすること
○公共施設の敷地内に、多くの樹木や花を植えます。 ○建物の状況に応じて、屋上緑化や壁面緑化、緑のカーテンを推進します。 ○安全性に配慮しながら、道路や公園等への緑化に努めます。 ○種や苗木の配布・提供を検討します。 ○町民や事業者とともに、緑のまちづくりや花いっぱい運動を推進します。	○自宅の庭や施設の敷地に、多くの樹木や花を植える。 ○建物の状況に応じて、屋上緑化や壁面緑化、緑のカーテンを行ってみる。 ○公園等の地域の花壇の手入れに協力する。 ○緑のまちづくりや花いっぱい運動に参加する。

2-3 地域の生態系を保全する

＜現状と課題＞

扶桑町にも多様な植物、鳥、昆虫などの多様な生き物が生息しており、地域の生態系として維持されていますが、世界的にも生態系の劣化が進んでいるとされています。生物多様性は、食料やきれいな水・空気の供給や災害防止など、私たちの生活を支える源流であり、その損失は気候変動と並び世界的な危機とされており、扶桑町においても健全な生態系の維持・回復に努めていく必要があります。

このため、扶桑町の生き物の状況を調査・認識するとともに、地域固有の在来種や希少種を保全し、外来生物の侵入や定着を防止することにより、今後も私たちの生活と地域の生態系が共生し続けていくこと環境の保全・創出が必要です。

＜10年後に目指す状況＞

- 扶桑町内の至る所に、ビオトープなどの多様な生き物が生息できる空間が存在します。
- 生き物や生態系に対する町民の関心が向上し、生き物調査や保全の取組に参加する人が増えています。
- 特定外来種の発見や駆除に、行政・町民・事業者が協力して取り組んでいます。
- 地域固有の在来生物や希少種・絶滅危惧種が、町内でも生息し続けています。

＜主な施策・事業＞

施策・事業名	内 容
①生物生息調査の継続的な実施	町民等との協働により、町内に生息する動植物の状況を継続的に調査し、自然環境や生態系の変化を把握し、その結果を公表します。
②特定外来生物対策の推進	生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすおそれがある「特定外来生物」について、早期発見、早期防除に取り組み、国内での生息・繁殖を防止します。
③希少種生物の保全	県が指定する希少野生動植物種を中心として、希少な動植物について、生息地の環境を保全するとともに、捕獲・採取等を防止するための取組を行います。
④生態系に配慮した施設整備の促進	開発や施設整備においては、在来種による多層構造をもった樹林地や在来野草の草地、ビオトープ等の整備により、野鳥や昆虫などの小動物の生息空間を創出し、地域の自然とのネットワーク形成を推進します。

＜行政・町民・事業者の役割＞

行政（扶桑町）の役割	町民や事業者等をお願いすること
○町民、住民団体、事業者等と連携し、自然や生き物の調査や保全活動、外来生物の駆除などの取組を行います。	○生物多様性と暮らしの関わりを認識し、買い物や余暇などを通じて生物多様性に配慮した行動をとる。
○専門家と協力しながら、町民や事業者への生物多様性に関する正しい情報提供や活動の誘導を行います。	○生物多様性や自然環境の保全活動に参加するとともに、将来を担う人材育成に協力する。
	○事業者は、事業活動における配慮を進め、生物多様性保全に関わる社会貢献に取り組む。

2-4 自然や文化を暮らしに活かす

＜現状と課題＞

暮らしや産業の場である扶桑町においては、自然を保護するだけでなく、暮らしや産業に活かしながら共生していくことが大切です。また、地域に古くから根付いている文化は、自然や季節と関わりの大きいものが多く、自然とともに文化も暮らしに活かすことが大切です。

扶桑町には、大切な地域の資源として文化財・天然記念物や保存樹が指定されており、これらを次代に継承していくとともに、季節感を感じる行事やまつりについても地域で大切にしていける必要があります。また、町民に親しまれている自然や街並みの風景・景観についても、守り育てていく必要があります。

＜10年後に目指す状況＞

- 町民のみなさんが、自然や文化を暮らしに採り入れています。
- 文化財や天然記念物等の地域の資源が大切に保全されています。
- 昔から行われてきた季節の風習や地域の行事を大切にし、続けられています。

＜主な施策・事業＞

施策・事業名	内 容
①天然記念物・保存樹の保全	地域の緑の象徴的な樹木を保存樹として指定し、保全費用の一部の支援を行います。また、天然記念物についても、所有者と協力しながら保全を図ります。
②季節に関わる地域の伝統行事の継承	地域において営まれている、季節を感じさせる様々な伝統行事やまつりについて、住民の参加を促進するとともに、次代への継承を推奨します。
③町民に親しまれる景観や風景の保全	水や緑の環境、のどかな住宅地、古くから伝わる文化等の個性を地域の重要な資源として次代に継承していくため、景観・風景の保全を図ります。

＜行政・町民・事業者の役割＞

行政（扶桑町）の役割	町民や事業者等をお願いすること
○暮らしに自然や文化を取り入れる大切さを町民や事業者のみなさんに伝えます。 ○文化財や天然記念物、保存樹の保全に必要な支援を行います。 ○季節の風習や地域の行事の大切さを地域の皆さんと共有します。	○それぞれのライフスタイル等の中で、自然や文化を暮らしや事業に採り入れる。 ○地域の文化財や天然記念物等を知り、保全や周囲の美化に協力する。 ○昔から行われてきた季節の風習や地域の行事に参加し、次世代に伝える。 ○扶桑町内のお気に入りの風景や景観を見つけて、他の人と共有する。

3. ごみを減らして循環型社会を実現する

3-1 ごみを減らす（リデュースを促進する）

＜現状と課題＞

かつては大量生産・大量消費の時代であり、多くのごみが発生していました。このため、ごみの収集・運搬・焼却・埋立により、環境にも財政にも大きな負荷をかけていました。自然環境保全、カーボンニュートラル実現のためにも、また扶桑町の財政負担の軽減のためにも、ごみの減量は必要不可欠となっています。

使わなくなったもの、不用になったものをリサイクルやリユースによりごみとして出さないようにするとともに、ごみになりそうなものはあらかじめ使わない、購入しない、作らないといったことを進めていく必要があります。

ごみは、どの家庭、どの事業所からも、扶桑町役場からも、必ず発生しています。できるだけごみを減らす、ごみとして出さないように、町民・事業所・行政がともに努力していくことが必要です。

＜10年後に目指す状況＞

- 家庭から出る可燃性ごみ、埋立ごみ、小型ごみ、粗大ごみ等が着実に減少しています。
- 事業活動により発生するごみも着実に減少するとともに、事業者が自ら適切に処分しています。
- 必要以上の包装材や使い捨て容器の使用を控えています。また、使い捨て商品の購入を控え、物を長く大切に使うことを、今以上に心掛けるようになっていきます。
- 食品ロスをなくすために、料理の際にも、買い物の際にも心掛けていきます。

＜主な施策・事業＞

施策・事業名	内 容
①家庭ごみの減量促進	地域と協働しながら、家庭ごみの減量、ごみを出さないライフスタイル・行動の普及・PRを図ります。また、電動式生ごみ処理機やコンポスト容器の設置に対する補助、啓発等取り組みます。
②事業系ごみの減量促進	事業系ごみの排出・処理状況を把握するとともに、事業所向けのごみに関する手引書を作成し、事業系ごみの適正な排出方法、ごみ減量のメリット等を広く周知します。ごみ処理手数料については、江南丹羽環境管理組合及び組合構成他市町と連携し、適正な負担額を検討します。
③使い捨て商品の利用回避の促進	使い捨て商品ではなく、長く使い続けられる商品の利用を促進します。また、マイバッグ・マイボトルの利用促進、つめかえ・つけかえ用製品の利用促進等により、ごみの削減を図ります。さらに、ふそうリサイクル推進協力店制度をさらに充実させ、容器包装資材の排出抑制に努めます。
④食品ロスの削減	エコクッキングの方法を紹介するなど、材料の使い切りの促進、食べ残しの防止、買い物時における「てまえとり」の促進等の呼び掛けにより、食

	品ロスの削減を促進します。また、使い切れない贈答品等の食品を寄附する「フードバンク」の取組を促進します。
--	--

《行政・町民・事業者の役割》

行政（扶桑町）の役割	町民や事業者等をお願いすること
○ごみの減量やごみの適切な処理方法に関する情報を町民や事業者に提供します。 ○生ごみ減量に関する取組に対する支援を行います。 ○毎年度のごみ排出量に関する情報を、町民や事業者と共有します。 ○事業系ごみの適切な排出方法を事業者等に普及します。 ○食品ロスの削減につながる取組アイデア等を町民に周知します。 ○扶桑町役場の行政活動から発生するごみを減量します。	○使い捨てを減らし、ごみになりそうなものは買わない、もらわない。 ○ものを長く使い、まだ使用可能なものは直して使う、他人に譲るなど大切にする。 ○料理の際には食べる分だけ使う、材料等は使い切るようにする。 ○買い物の際には、食べられる分だけ買う、食品棚等では手前から買って買うようにする。 ○事業者においても、分別・リサイクルを進め、ごみは自ら適正に処理する。 ○環境にやさしい素材の使用、商品包装の簡素化に取り組む。

3-2 リユース・リサイクルを促進する

＜現状と課題＞

「リユース」とは、使用した製品やその部品などを廃棄せずに繰り返し使うことで、廃棄するものを減らすことです。フリーマーケットやバザーなどを通じて不用品を再活用することも取組の一つです。身近なリユースの例として、ビールやジュースをはじめとした、回収後、洗浄・殺菌して繰り返し利用するリターナブル（再利用可能）なびん類等があります。

「リサイクル」は、ごみなどの廃棄物や不用品を、素材ごとに分別して、他の製品の原材料やエネルギー源として活用することです。最近では、不用品に手を加え新たな価値や魅力を付加するアップサイクルも注目されています。扶桑町では資源ごみとして、スチール缶、アルミ缶、空きびん、プラスチック類、鉄類、紙類、古着等を分別回収しており、これらのリサイクルに取り組んでいます。

リユース・リサイクルは、ごみを減量につながるとともに、限られた資源の有効活用にも貢献することから、町民・事業者・行政のそれぞれの取組において進めていく必要があります。

＜10年後に目指す状況＞

- ごみの分別が徹底され、リサイクルされる資源ごみが増えています。
- リターナブル容器が普及しています。
- ものを修理しながら大切に長く使い続ける人が増えています。
- 町内においてフリーマーケットやバザーが開催され、多くの町民が出品したり購入したりして活用しています。

＜主な施策・事業＞

施策・事業名	内 容
①ごみの分別収集の徹底	広報無線、広報紙、リーフレット、ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」等を活用しながら、分別収集の内容・方法を啓発し、資源の再利用をPRします。
②資源ごみのリサイクルの推進	資源ごみとして分別収集する空きかん、空きびん、プラスチック類、鉄類、紙類、廃食用油、古着、小型家電、剪定枝等については、処理業者に委託し、適切なリサイクル利用を推進します。
③多様な主体・場所による資源回収の促進	各地区における資源回収場所の利便性向上を図るとともに、公共施設や大規模小売店舗等への回収ボックスの設置に努めます。また、団体への補助金交付により、資源回収活動を奨励します。また、地域主体による資源ごみ等の収集を支援します。
④不用品再利用のためのバザー等の開催促進	住民団体等と協力して、町内におけるフリーマーケットやバザー等を開催等により、活用可能な不用品の交換・再利用に向けた取組を促進します。

《行政・町民・事業者の役割》

行政（扶桑町）の役割	町民や事業者等をお願いすること
○ごみの分別に関する普及啓発を行います。 ○地域主体による資源ごみ等の収集を支援します。 ○資源ごみの適切なリサイクルを引き続き行います。 ○広報等により、リターナブル容器の利用を推奨します。 ○町民主体によるフリーマーケットやバザーなどの開催を促進します。 ○扶桑町役場の業務においても、リユース・リサイクルを徹底します。	○ごみの分別を徹底し、資源ごみとして出す。 ○地域や事業所が主体となって資源ごみの収集に努める。 ○リサイクル製品を積極的に利用する。 ○リターナブル容器に入った製品を選ぶ。リターナブル容器は、使い終わったらリユース回収に出す。 ○フリーマーケットやバザーなどを利用し、不用品の再活用に努める。

3-3 ごみを適切に処理する

《現状と課題》

家庭ごみについては、決められた場所に集積されたものを扶桑町の委託業者が収集・運搬し、可燃ごみについては江南丹羽環境管理組合環境美化センターにて粉碎・焼却を行い、焼却残渣は埋立処分を行っています。また、資源ごみや不燃性ごみ、粗大ごみについては、扶桑町の委託業者にて収集・運搬・処分を行っています。ごみの処分は、環境及び財政への負荷が大きいことから、収集・運搬・粉碎・焼却等の一連の流れにおいて、適切に行われるように管理し、さらには効率的に行い過度な費用をかけずに行うことが求められます。このためには、町民等の理解・協力が不可欠であるため、ごみ処理に関する情報公開を行うとともに、学習機会を充実させることが必要です。

また、江南丹羽環境管理組合環境美化センターは、老朽化への対応とともに環境性能の向上を図るため、関連市町と連携し令和10年度（2028年度）の供用開始を目指して新ごみ処理施設の整備を進めており、整備後にはこの施設において適切な処理を行うこととなります。

大規模災害時は、被災建物や家財道具等のがれきの大量発生が予想され、町民生活再開には円滑な処理が求められるため、災害廃棄物処理体制の構築が必要となっています。

《10年後に目指す状況》

- 環境や扶桑町財政に配慮しながら、適切かつ効率的に、ごみの収集・分別・処理が行われています。
- ごみ処理に関する情報がわかりやすく町民に公表され、町民もごみ処理を我が事として捉えて関心をもっています。
- 新ごみ処理施設が完成し、効率的なごみ処理が進んでいます。
- 他自治体と連携しながら、大規模災害発生時の廃棄物処理体制が構築されています。

《主な施策・事業》

施策・事業名	内 容
①ごみの収集・運搬等の効率化の推進	環境負荷の軽減、利便性の向上、コスト削減等に向けて、ごみの収集・運搬のあり方を検討します。また、今後の超高齢化社会を見据えたごみ出しや収集に関する体制の検討を行います。
②ごみ処理に関する環境学習の推進	ごみ処理や減量等に対する理解促進のため、小中学生に対する環境ポスター等の募集及び表彰、小学生向け副読本の作成、扶桑町職員による出前授業等を行います。
③新ごみ処理施設の整備	犬山市、江南市、大口町とともに設置する尾張北部環境組合により、ゼロ・エミッション、熱エネルギーの有効活用、経済性の向上等を目指した、新ごみ処理施設を整備します。可燃ごみ処理の他、粗大ごみ（不燃ごみ）処理施設も併設します。

④災害発生時の円滑な廃棄物処理	「扶桑町災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時に大量に発生する廃棄物について、県や周辺市町と連携しながら、円滑な処理に向けた体制・仕組みを構築します。
-----------------	--

《行政・町民・事業者の役割》

行政（扶桑町）の役割	町民や事業者等をお願いすること
○環境や財政への負荷を軽減するごみの収集・運搬・処理等を継続的に検討します。 ○ごみに関する出前授業や学習会を充実させます。 ○新ごみ施設に関する情報を発信するとともに、完成後には見学会等を実施します。 ○災害時の廃棄物処理体制を構築します。	○ごみを集積場等に出した後も我が事と捉え、ごみ処理の流れや方法等に関心を持つ。 ○近所にごみ出しに不自由している住民がいる場合は、お互いに手伝う等の協力をする。 ○ごみ減量等や新ごみ処理施設等の情報に関心を持つとともに、ごみの減量やリサイクルに関するイベント・勉強会等に参加する。

4. 身近な生活環境を守る

4-1 公害をなくす

《現状と課題》

かつては大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、騒音、振動、悪臭が典型7公害とされ対策を講じてきました。現在は大気汚染、河川の水質、道路沿道等の騒音の状況について定点観測を行い、環境の状況を監視しています。観測値の公表、発生防止対策、発生源事業所等への法令に基づく指導等により、町民の生活環境の保全を継続的に行っていくことが必要です。

公害はこれまでは事業活動や交通等からの発生がほとんどでしたが、最近では、住宅の密集や生活様式の多様化等、日常生活から発生する騒音や振動、たき火の煙等のいわゆる「生活型公害」の苦情が多くなっています。生活型公害は行政が一律に規制していただくだけでは解決は難しく、近隣の住民どうしの配慮や話し合いにより防止することが望まれます。

建物や生活機器等においては、フロン、ダイオキシン、PCB（ポリ塩化ビフェニル）等の様々な化学物質が使われ不可欠なものになっていますが、人の健康や環境に影響を及ぼす可能性もあるため、利用や処分等において適切に管理していくことが必要となっています。

《10年後に目指す状況》

- 大気汚染、河川等の水質汚濁、騒音等がない、快適な生活環境が確保されています。
- 県、町、事業者が連携し、公害発生防止対策が講じられています。
- 生活型公害を発生させないお互いの配慮が徹底しています。
- 化学物質に関する知識が普及し、利用や廃棄において適切な管理が行われています。

《主な施策・事業》

施策・事業名	内 容
①公害等に対する法令に基づく指導の実施	騒音、大気、水質等の測定・監視を行い、公害の状況の継続的な把握、公害防止のための措置を講じるとともに、法令に基づき、事業者に対して立入検査、指導などを適宜実施します。
②事業者における環境管理の促進	大気汚染や水質汚濁等、事業活動に伴う環境負荷を低減するため、事業者が対策を定め、行政と情報共有しながら、自主的かつ率先的な環境保全活動を行うことを、事業者に要請します。
③生活型公害の発生抑制の促進	住民の生活行動等を原因とした騒音、ごみ等の堆積、野焼き等に対する苦情が多くなっていることから、これらの発生防止のための啓発を行い、生活環境の保全を図ります。
④化学物質等の適切な管理・処理の促進	フロン、ダイオキシン、PCB（ポリ塩化ビフェニル）等の化学物質について、県と協力して、利用や廃棄における法令に基づく情報提供等を求め、適切な管理・処理を推進します。

《行政・町民・事業者の役割》

行政（扶桑町）の役割	町民や事業者等をお願いすること
○大気汚染、水質汚濁、騒音等について、県や関係機関と協力して、継続的に定点観測を行います。 ○公害発生の際には、法令に基づき発生源の事業所等を指導します。 ○生活型公害の発生防止に向けた普及啓発を行います。 ○化学物質に関する情報提供を行い、適切な管理の実施に向けた普及啓発を行います。	○生活型公害を発生させないように、近隣に配慮する。 ○事業活動や建設作業において、法令に基づく環境基準を遵守するとともに、公害の発生防止に努める。 ○化学物質に関する正しい知識を身に付けるとともに、化学物質の利用・処理においては適切に管理する。

4-2 適切な水循環を保全する

《現状と課題》

環境にとって水は大切な要素であり、雨水、河川や水路、地下水などが適切に循環していることが重要になります。

河川等の水質保全のためには、工場等の排水だけではなく家庭排水対策が必要であるため、公共下水道の整備・普及、合併処理浄化槽の設置促進の推進が不可欠です。

また、豪雨時の河川の氾濫を防止するためには、雨水を河川にすぐに流さないように、雨水を一時的に貯めたり、地中に浸透させることが必要です。このためには、水田等の農地を保全したり、開発等における雨水貯留施設の設置、雨水がしみ込む舗装の実施が求められます。

地下水については、都市化に伴う水位低下が懸念されます。地下水の水位低下は井戸の枯渇や地盤沈下等につながることから、地中に浸透する雨水を増やし、地下水のかん養※を図ることが、水循環の保全のために必要となっています。

※かん養：自然に水がしみこむように徐々に養い育てること

《10年後に目指す状況》

- 市内のすべての住宅・施設が、供用開始区域では下水道接続し、それ以外の区域では合併処理浄化槽を設置しています。
- 雨水を貯留したり、地中に浸透させる施設が増え、水害防止に貢献しています。
- 雨水の地中への浸透により、地下水がかん養されています。
- 井戸の状況が把握され、災害時や非常時に活用できるようになっています。

《主な施策・事業》

施策・事業名	内 容
①公共下水道の接続の促進	公共下水道事業認可区域の見直しによる計画的かつ効率的な污水施設整備を推進するとともに、下水道計画区域内においては下水道への接続を促進し、水洗化率の向上を図ります。
②合併処理浄化槽の設置と適切な管理の促進	下水道計画区域外においては、合併処理浄化槽の設置、単独処理浄化槽からの転換を促進します。また合併処理浄化槽の適切な維持管理を促進し、放流水の水質悪化や悪臭の発生の防止を図ります。
③雨水の貯留・活用の促進	大雨や局地的豪雨時に雨水を河川に短時間に流し、氾濫や浸水被害を防止するため、雨水を地中に浸透させたり、一時的に貯留する施設の設置を促進します。また貯留した施設について、普段の生活において草木の水やり、打ち水等に活用したり、災害時における活用の想定も推奨します。
④地下水の保全・かん養	市内の地下水を継続的に調査し、水質及び水源かん養地の保全を図るとともに、貴重な水資源の場として、さらに災害時の活用も想定しながら、地下水の適正利用を促進します。

《行政・町民・事業者の役割》

行政（扶桑町）の役割	町民や事業者等をお願いすること
○公共下水道の整備を進めるとともに、整備済区域における接続を促進します。 ○公共下水道未整備区域における合併処理浄化槽の設置及び適切な管理を促進します。 ○公共施設における雨水貯留・雨水の地中への浸透を推進するとともに、貯留した雨水活用を検討します。 ○民間施設における雨水貯留・雨水の地中への浸透、雨水活用を推奨します。 ○地下水や扶桑町内に存在する井戸の状況を把握し、活用可能性を検討します。	○住宅や施設には、供用開始区域では下水道接続し、それ以外の区域では合併処理浄化槽を設置する。 ○合併処理浄化槽は、定期的に清掃・保守点検を行い、適切に管理する。 ○開発や大規模施設の建設に際には、雨水を一時的に貯留できる施設を設置する。 ○農地を保全する。農地の保全に協力する。 ○地下水や井戸の調査に協力する。災害時や非常時の井戸の活用に協力する。

4-3 まちをきれいに保つ

《現状と課題》

ごみのポイ捨てや不法投棄、たばこのポイ捨て、ペットのフンの放置は、まちを汚し、住民や通行人を不快にします。まちが汚れているとポイ捨てやフンの放置が繰り返される等の影響もあります。このため、ごみのポイ捨てや不法投棄、たばこの吸い殻、ペットのフンの放置等を防ぐとともに、清掃活動や花を植える等により常にきれいに保ち、清潔で美しいまちを保っていくことが大切です。

まちの環境美化を実現するためには、このためには、まちを汚さない意識づくり、ポイ捨てしにくい環境づくり、美化活動の担い手づくりなどの取組が必要です。

《10年後に目指す状況》

- 扶桑町内の公共の場所には、ごみのポイ捨てやペットのフンの放置がなくなっています。
- 空き地等へのごみの不法投棄がなくなっています。
- 道路や公園等の清掃や花壇の手入れ等の美化活動に参加する人が増えています。
- 扶桑町内の至る所が、季節の花で彩られています。

《主な施策・事業》

施策・事業名	内 容
①美化活動の促進、ポイ捨ての防止	まちに捨てられるごみをなくするため、ポイ捨て防止のための啓発を行うとともに、「クリーンふそう530デー」等の機会に、道路や公園等の公共空間において、町民協働によるごみ拾い等の活動を促進します。
②アダプトプログラムの普及・拡大	町民等の団体が参加して、道路や公園等の環境美化や清掃活動に取り組むアダプトプログラムについて、対象施設及び参加団体の拡大を図り、普及を促進します。
③不法投棄・産業廃棄物処理施設の監視の強化	不法投棄防止のための啓発とともに、県環境保全推進員と連携しながら、不法投棄や産業廃棄物処理施設等の監視を強化します。
④ペットの飼育マナーの普及・啓発	ペットを飼育する人が増えていることから、散歩の際のフン及びオシッコの始末、引綱の装着等の飼育マナーを普及・啓発し、フン・オシッコのないまちを目指します。

《行政・町民・事業者の役割》

行政（扶桑町）の役割	町民や事業者等をお願いすること
○ごみのポイ捨て、たばこのポイ捨て等を防止するための啓発を行います。 ○ごみの不法投棄、産業廃棄物処理施設等の監視を行い、必要な指導等を行います。 ○ペットの飼い方、散歩の際のフンの処理等に関する普及・啓発を行います。 ○町民・事業所が取り組む清掃活動や花いっぱい運動等の美化活動を支援します。	○ごみのポイ捨てをしない。ペットのフンは飼い主の責任で始末する。 ○地域の清掃活動や花壇の手入れ、花いっぱい運動等の美化活動に参加する。 ○道路や公園等のアダプトプログラムに地域やグループ、事業所等で参加する。 ○ごみは決められた方法で処理し、不法投棄をしない。

5. 環境を保全・創造する体制としくみづくり

5-1 扶桑町役場が率先して取り組む

《現状と課題》

扶桑町役場においては、「環境管理行動計画（ふそうエコプラン）」を策定して、具体的な目標や内容を定めながら、職員自らが率先して環境に配慮した行動に努めています。

扶桑町役場は、行政機関であるとともに、扶桑町内の大規模事業所であるため、業務において大きな環境負荷をかけています。このため、温室効果ガスの削減、自然の保全と創出、ごみの減量、生活環境保全等の環境保全行動について、大規模事業者の責任として取り組むとともに、町民や事業者等のみなさんに行動を呼び掛けたり、協働を推進する立場として、手本となるような取組を行うことにより、扶桑町全体としての環境負荷をけん引していくことが求められています。

《10年後に目指す状況》

- 扶桑町役場や関係機関において、環境保全に関して先進的・モデル的な取組を常に行っています。
- 扶桑町役場の率先的な取組内容が町民等に発信され、町民や事業者の行動の手本となっています。

《主な施策・事業》

施策・事業名	内 容
①扶桑町の環境情報の継続的な公表・発信	扶桑町が収集したり測定した環境に関する情報について、町民等にわかりやすく整理し、広報ふそうやインターネット等の様々な媒体を活用し、公表に努めます。
②グリーン購入の推進	扶桑町が業務に必要となる物品、役務等の調達を行う場合には、環境に配慮した物品調達（グリーン購入）を行うことを基本とします。また、町民や事業者における物品の購入においても、グリーン購入を推奨します。
③扶桑町の施設・事業活動における環境配慮の徹底	扶桑町環境管理行動計画（ふそうエコプラン）や扶桑町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、扶桑町や関係機関が行う事業活動においては、温室効果ガスの排出削減、自然環境の保全、ごみの減量等の環境配慮行動を、町民等の見本となるように率先的に行います。
④扶桑町の環境行動の実施状況の情報発信	本計画の施策・事業や行政としての環境配慮の取組の実施状況について、定期的に情報発信を行い、町民等の意見を反映させながら取組の改善を図ります。

《行政・町民・事業者の役割》

行政（扶桑町）の役割	町民や事業者等をお願いすること
○扶桑町環境管理行動計画（ふそうエコプラン）や扶桑町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定・更新し、職員の率先行動を行います。 ○扶桑町役場の取組を、関係機関等にも広げていきます。 ○扶桑町役場の率先的な取組内容やその効果を、町民や事業者等に紹介します。	○扶桑町役場の環境保全の取組に注目するとともに、参考になることは自らの行動にとり入れる。 ○扶桑町役場等の行政との協働の取組に積極的に参加する。

5-2 町民参加、町民主体の活動を促進する

《現状と課題》

地域の環境問題は町民の暮らしや事業活動による影響が大きいことから、行政とともに町民、事業者の一人ひとりが環境を理解し、環境配慮行動を行うことが不可欠です。その上で、環境配慮行動は何かを制約し、我慢して行うのではなく、地域の活性化につながるよう楽しく行うことが必要です。

このため、町民が参加できる環境まちづくりの機会を増やしていくとともに、環境を守り良くするための町民・地域・事業者が主体となった行動を推進し、これらの取組を支援していくこととします。また、町民や事業者どうしが交流し、連携して一緒に環境まちづくりに取り組むための機会づくりが必要です。

《10年後に目指す状況》

- 町民が参加する地域の環境行動が多く行われています。
- 特別な機会ではなく、町民や事業者が日常の行動として環境配慮を行っています。
- 環境をテーマにした町民・事業者の交流やコミュニティが活発になっています。

《主な施策・事業》

施策・事業名	内 容
①町民・事業者・地域団体等の環境活動に対する支援	町民・事業者・地域団体等が主体となった多様な活動や取組を支援するため、住民活動支援センターと連携しながら、住民活動支援や地域協働の事業により、活動機会の提供や情報提供、関係者とのマッチング等の支援を行います。
②町民・事業者等が行う取組の事例紹介	町民・事業者・地域団体等が行う取組の内容や方法について、広報ふそうやホームページ等を活用して広く町民等に紹介します。また、各家庭で行われている省エネルギーやごみ減量の工夫やアイデア等についても募集し、広く紹介します。
③町民が参加するイベントにおける環境配慮の促進	幅広い町民等が参加するイベントを開催する場合、省エネルギー、熱中症対策、ごみの減量やリサイクルなどの環境配慮を行うことを促進します。扶桑町が主催の場合には環境配慮を徹底し、民間等が主催の場合には環境配慮を要請します。
④町民・事業者等が意見交換できる場の創出	環境に関心を持つ町民や事業者等が集まって意見交換、ネットワーク構築、協働のきっかけづくりができる場を設定し、町民等が主体となる取組の活性化を図ります。

《行政・町民・事業者の役割》

行政（扶桑町）の役割	町民や事業者等をお願いすること
○環境に関する情報を様々な手段で分かりやすく町民等に提供します。 ○町民、地域、事業者による環境保全活動を支援します。 ○環境保全活動に取り組む町民、地域、事業者が相互に情報やノウハウを共有するとともに、交流機会づくりを支援します。 ○地域のイベント等における環境配慮のポイント等を共有します。	○周囲の人を誘いながら、積極的に環境行動を実践します。 ○環境に関する自身や自社の取組を周囲に伝えます。 ○環境行動を楽しんで行うことを心掛けます。 ○町民団体や地域が行う環境イベントや保全活動に積極的に参加・協力します。

5-3 環境に関する学びの場や機会を増やす

《現状と課題》

地球環境や地域の生活環境を守り、持続可能な社会を構築するためには、町民や事業者のみなさんの環境に対する知識を高めていくことが大切です。そのためには、年齢や性別、暮らしや仕事の状況に関わらず、多くの人が環境について学習したり体験できる身近な機会づくりを、学校、職場、地域の活動等と連携しながら推進していく必要があります。

また、町民、地域、事業所等による環境活動を活発化させるためには、環境活動の担い手となる人材育成が必要となっています。将来の環境活動を見据えた場合、特に子どもや若者の担い手、活動のリーダーを育成することが大切です。

《10年後に目指す状況》

- 町内の多くの場所において、多様な環境学習や体験の機会が設けられ、多くの町民等が参加しています。
- 学校や地域においても環境学習が行われ、環境に関心の高い子どもが育っています。
- 町民主体の環境行動をけん引する老若男女のリーダーが活躍しています。

《主な施策・事業》

施策・事業名	内 容
①環境学習・自然観察イベントの開催	町民団体・事業者等と連携しながら、幅広い世代を対象とした、環境保全のノウハウ等の学習、自然観察等を体験できるイベントを開催します。扶桑町内の環境を様々な視点から楽しく学ぶ機会として開催している「親子探検隊」については、継続的に開催します。
②環境に関する出前講座の充実	扶桑町職員が実施する環境に関する出前講座については、メニューや実施回数の増加等を図ることにより、町民の環境に対する関心の向上に貢献します。
③学校教育、生涯学習等と連携した環境学習の実施	幅広い町民等の環境配慮行動につなげるため、学校教育との連携、生涯学習における講座の開催等により、環境学習の参加機会を増加させます。座学・講義のみならず、体験活動も積極的に導入し、家庭や地域における環境配慮行動の展開に貢献させます。
④環境活動を担う人材の育成	関係団体や近隣市町等と連携しながら、環境保全活動を担う環境ボランティア、環境リーダー等の人材育成に取り組みます。また、扶桑町の環境まちづくりや環境活動活性化に貢献する住民・事業者等に対する表彰等を検討します。

《行政・町民・事業者の役割》

行政（扶桑町）の役割	町民や事業者等をお願いすること
○身近な場所で環境体験・環境学習ができる機会を創出します。 ○学校教育や生涯学習における環境学習を充実させます。 ○町民や地域が実施する環境学習に対する支援を行います。 ○環境学習や環境活動の担い手となる人材を発掘・育成します。	○暮らしに関係する環境に関心を持ち、知識を身に付けます。 ○環境に関する学習会や体験会に参加します。 ○環境に関する知識を身近な人に伝えます。 ○事業所においては、従業員向けの環境学習等を行います。 ○地域や事業所において、環境行動のリーダーとなる人を育成する。

1. 環境まちづくりの推進方法

(1) 住民・事業者等との協働

環境まちづくりを効果的に推進するため、行政・町民・事業者が計画の目標や方向性を共有し、それぞれの役割を担うとともに、協働の取組を様々な場面で進めていきます。

このため、環境審議会をはじめとして、行政、町民、事業者が環境に関する情報を共有し、意見交換する機会を設けることとします。

(2) 行政の取組（庁内関係部局との連携）

行政の取組は、町政の様々な分野が関係していることから、庁内においても情報共有と連携体制を強化し、効果的に施策を推進することとします。

扶桑町役場では『ふそうエコプラン』を毎年作成しており、各課・各施設の環境管理チームリーダーを中心とした体制を構築し、この体制を中心としながら、率先的に行政の取組を実施します。

2. 計画の進行管理

計画に掲げる施策を着実かつ効果的に推進するため、施策の進捗状況及び実施効果等を、「PDCAサイクル」により検証・評価し、必要に応じて実施方法等を修正しながら継続的に施策展開を行います。

なお、各施策の進捗状況は扶桑町環境審議会に定期的に報告し、助言をいただきます。

①PLAN（計画）

具体的な実施事業を盛り込んだ実施計画を策定します。町民や事業者等との協働を基本としながら、より効果的な実施方法及び実施量を掲載します。

②DO（実施）

各担当課において実施計画に基づき事業を着実に実施します。町民や事業者においても、計画の目標や方向性に基づき、環境まちづくりの取組を行います。

③CHECK（点検・評価）

各事業の実施状況を整理して点検・評価を行うとともに、町民や事業者の視点による評価も行います。その結果、円滑に実施できていない施策、適切な効果が得られない事業についてはその原因を検討し、事業の内容や実施方法の精査を行います。

点検・評価の内容は環境審議会に報告します。

④ACTION（見直し・改善）

点検・評価の結果を受けて、見直し・改善を行い、次期の事業実施につなげます。

資料編

1. ＜関連計画＞ 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

扶桑町 地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 令和7年3月 扶桑町

1. 計画の基本的な考え方

1-1. 計画策定の背景

近年、世界各地で強い台風や集中豪雨、干ばつや熱波などの極端な気象現象が観測されています。2015年（平成27年）には国連において「パリ協定」が採択され、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃未満に抑える目標を決定しましたが、温室効果ガスの排出を直ちに急速かつ大規模に削減しない限り、21世紀中の目標達成が困難な状況とされており、地球温暖化対策は人類共通の喫緊の課題となっています。

我が国においても2020年（令和2年）10月には2050年カーボンニュートラルを目指すことが宣言され、国内外で本格的な脱炭素社会に向けた取組が加速しています。

こうした地球規模の環境問題はグローバル化した人間の社会経済活動が原因となっており、私たちの経済活動やライフスタイルは、気付かないうちに地球環境全体に大きな影響を及ぼしています。このため、扶桑町の取組が地球環境にも影響を及ぼすと認識し、町民や事業者のみなさんとの協力のもと、持続可能な社会の構築に向けた取組を進める必要があります。

1-2. 計画の位置づけ

本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」として策定し、区域全体の温室効果ガス排出量削減に向けた取組を推進します。

内容については、国や県の方針・計画、「第5次扶桑町総合計画」「第2次扶桑町環境基本計画」に基づくとともに、扶桑町の各種計画・事業等との整合・連携を図るものとします。

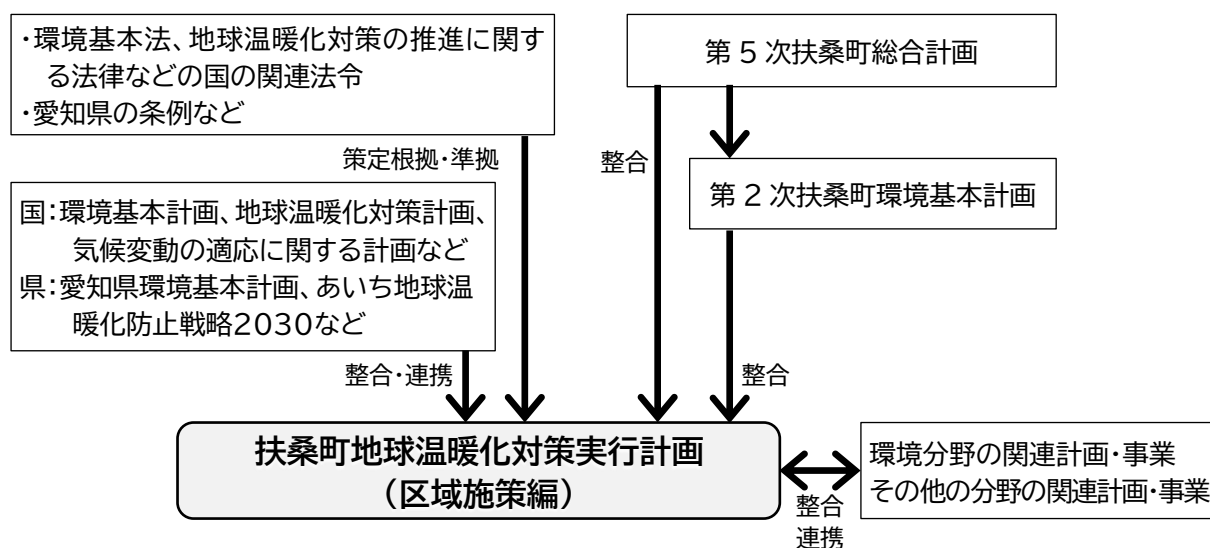


図. 扶桑町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）位置づけ

1-3. 計画の対象地域

本計画の対象地域は、扶桑町全域とします。

1-4. 計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度（2025 年度）～令和 16 年度（2034 年度）の 10 年間とします。

目標については、国や県の計画にあわせて、平成 25 年度（2013 年度）を基準年度とし、令和 12 年度（2030 年度）の目標についても設定します。

なお、計画期間内においても、社会情勢の変化、法・条例の制定・改廃や、国・県の計画等の改定、扶桑町の上位関連計画の改定等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

2. 温室効果ガス排出量の現状

2-1. 区域の温室効果ガス排出量の推移

扶桑町からの温室効果ガス排出量は、平成 24 年度以降は減少傾向にあり、令和 3 年度（2021 年度）の排出量は、138.9 千 t-CO₂ でした。基準年度である平成 25 年度（2013 年度）に比べて 17.2%の減少となっています。

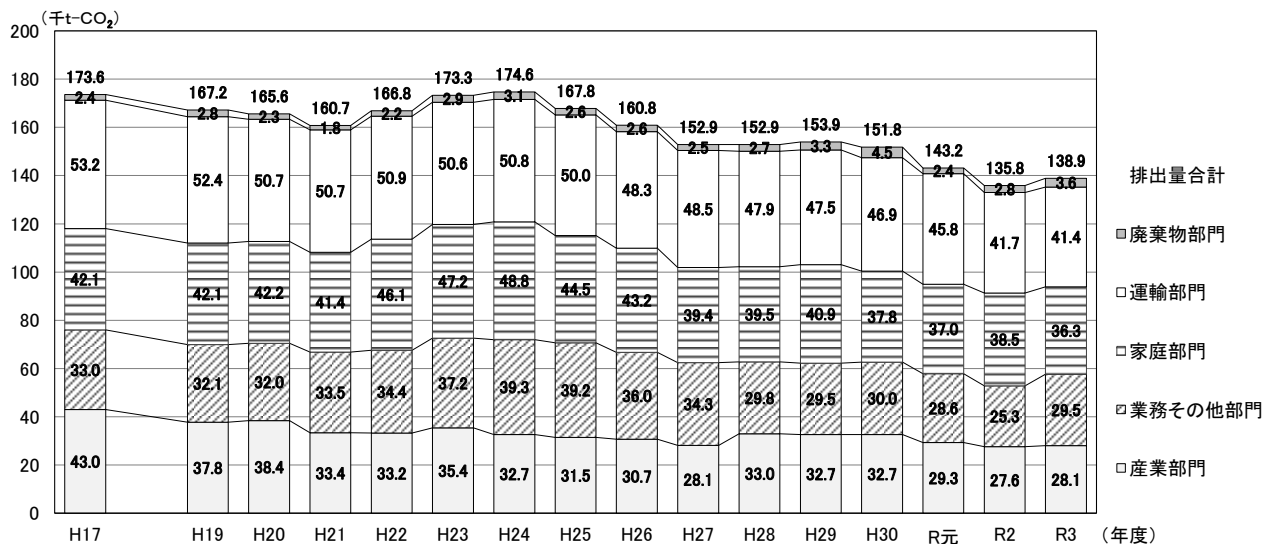


図. 扶桑町における温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量の推移（資料：環境省自治体排出量カルテ）

<温室効果ガスの対象>

本計画で対象とする温室効果ガスは、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門のエネルギー消費に伴うエネルギー起源 CO₂ と一般廃棄物の焼却処分に伴う非エネルギー起源 CO₂ とします。

対象ガス	部門等	主な発生源
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	農林水産業、鉱業、建設業、製造業でのエネルギー消費による発生
	業務その他部門	オフィスや店舗などでのエネルギー消費による発生
	家庭部門	家庭でのエネルギー消費による発生
	運輸部門	自動車でのエネルギー消費による発生
非エネルギー起源 CO ₂	廃棄物分野 (一般廃棄物)	一般廃棄物の焼却処理による発生

2-2. 部門別温室効果ガス排出量

令和 3 年度の扶桑町の温室効果ガス排出量の部門別割合は、運輸部門が 29.8%と最も多く、次いで家庭部門 26.1%、業務その他部門 21.2%、産業部門 20.2%となっています。

県の割合と比較すると、運輸部門、家庭部門、業務その他部門の割合が多く、産業部門の割合が低くなっています。

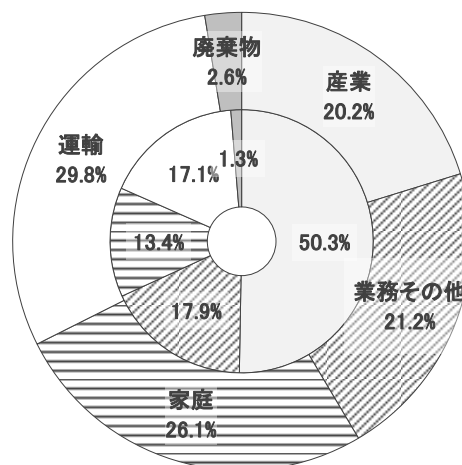


図. 令和 3 年度温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の部門別割合
 (外側の円：扶桑町、内側の円：愛知県)
 (資料：環境省自治体排出量カルテ)

2-3. 温室効果ガス排出量削減に向けた課題

昨今の国内外の地球温暖化対策を巡る動向や扶桑町の特性、温室効果ガスの排出状況等をふまえ、扶桑町における地球温暖化対策に向けた課題を次のように整理します。

<国内外の動向に基づく課題>

- 「地球温暖化対策計画」に基づく「環境・経済・社会の統合的向上」に資する取組の推進の必要性
- 「気候変動適応法」に基づく、適応策の推進の必要性
- パリ協定やSDGs、ESG投資※等、国際社会への対応
※ESG投資：環境、社会、ガバナンスを考慮する投資手法
- 2050年カーボンニュートラル等、GX（グリーントランスフォーメーション）※、企業の脱炭素経営等、脱炭素化に向けた急速な動きへの対応
※GX：化石燃料をクリーンエネルギーに転換して、脱炭素化社会を構築しようという取組
- 新型コロナウイルス感染症を発端とした新たなライフスタイルの転換への対応

<扶桑町の特性・温室効果ガス排出状況等に基づく課題>

- 太陽光発電等の再生可能エネルギーの更なる利用検討と普及促進
- 世帯数増加、世帯規模の縮小に伴う、世帯当たり温室効果ガス排出量の増加への対応
- 部門別排出量の比率が高い運輸部門、家庭部門、業務その他部門での温暖化対策の更なる推進
- 自動車の利用割合の高さから、公共交通機関や自転車利用と組み合わせた環境にやさしい交通利用の促進
- 次世代自動車の更なる導入促進・普及啓発
- ライフサイクル全体を見据えた更なる資源循環の推進
- 公共施設における省エネ・再エネ等における行政の率先垂範行動

これらの課題をふまえ、扶桑町において地球温暖化対策に取り組むにあたり、以下の方向性に配慮していくものとします。

■再生可能エネルギーの積極的導入

- ・地域資源を活かしたエネルギー対策の検討

■すべての部門における省エネルギーの取組の推進

- ・特に運輸部門、家庭部門、業務その他部門での省エネの取組の推進

■脱炭素化に向けたまちの機能の見直しの推進

- ・施設や機能等の集約化や公共交通網の見直し、住宅・事業所の省エネ・再エネ化の推進

■温室効果ガス排出量の削減へと繋がる循環型社会の形成

- ・リデュース、リユース、リサイクルや食品ロス削減の取組、ごみ処理体制の合理化

■気候変動への対応

- ・気候変動に対応するための適応策の推進

■環境・経済・社会の統合的向上による目標の達成

- ・地域の様々な課題を解決できるような、地球温暖化対策の取組の推進

3. 計画の目標

国では、パリ協定及び 2050 年カーボンニュートラル宣言を受け、「2030 年度に 2013 年度比 46%削減」とする温室効果ガス排出量の削減目標を示しています。さらに、2050 年度にカーボンニュートラル（温室効果ガス排出量実質ゼロ）を目指すことを掲げています。

また、愛知県でもあいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版）において、「2030 年度に 2013 年度比 46%削減」とする温室効果ガス排出量の削減目標を示しています。

このため、扶桑町の温室効果ガス排出量の削減目標は、国及び県の目標を踏まえたものとして、次のように設定します。

	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)	令和 16 年度 (2034 年度)
温室効果ガス排出量	138.9 千 t-CO ₂	90.6 千 t-CO ₂	72.5 千 t-CO ₂
平成 25 年度比 (2013 年度)	△17.2%	△46.0%	△56.8%
令和 3 年度比 (2021 年度)	—	△34.8%	△47.8%

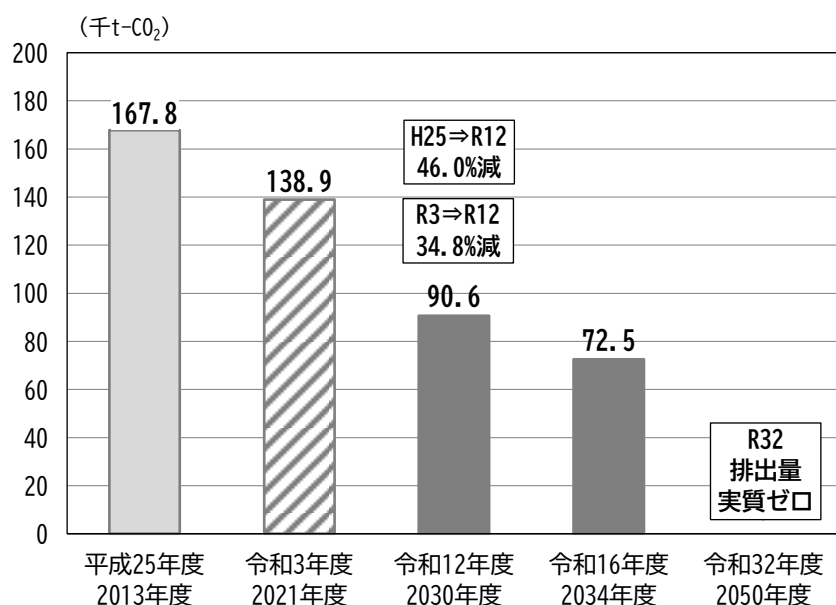


図. 温室効果ガス総排出量削減の目標

4. 目標の達成に向けた施策・取組

《方針1》 再生可能エネルギーの導入・利用促進

太陽光等の再生可能エネルギーは、発電において温室効果ガスを排出しないことから、導入拡大は地球温暖化対策に必要不可欠なものです。

扶桑町の自然的社会的条件に応じて、庁舎や公共施設等での再生可能エネルギー等の率先導入・活用を行うとともに、区域内において、再生可能エネルギーの利用の促進やエネルギーの面的利用に積極的に取り組めます。

【施策1-①】太陽光発電等の普及促進

- 太陽光発電システム・蓄電池・EV（電気自動車）等の事業者・町民への導入・保守・管理に関する情報提供
- 公共施設への太陽光発電システムの率先的導入

【施策1-②】多様な再生可能エネルギーの活用

- 再エネ電気の導入促進
- エネルギーの地産地消に向けた調査・検討
- 低炭素水素サプライチェーンの構築検討

《方針2》 省エネルギーの推進

温室効果ガス排出量の削減にはエネルギー消費量の削減が欠かせません。町民・事業者・行政が、それぞれ自発的に省エネルギーに取り組むための施策・事業を推進します。

推進にあたっては、省エネ型設備機器の導入等ハード面での取組と、日常生活・事業活動の中での省エネルギー行動の推進等ソフト面での取組を推進します。

【施策2-①】町民の省エネルギーの推進

- 「あいち COOL CHOICE」、「あいちエコアクション・ポイント」の普及啓発
- H E M S（エネルギーマネジメントシステム）、ネット・ゼロ・エネルギーハウス（Z E H）等の普及促進
- 省エネルギー診断や省エネ型リフォームの促進
- 省エネ・高効率型家電への買い替えに関する情報提供の推進
- 次世代自動車の導入促進、エコドライブに関する情報提供の推進
- 環境家計簿の普及等による温室効果ガスの「見える化」の促進

【施策2-②】事業者の省エネルギーの推進

- 「地球温暖化対策計画書制度」、「あいち省エネ相談」等の普及啓発
- 建築物省エネルギー性能表示制度（B E L S）、ネット・ゼロ・エネルギービル（Z E B）など、建物の省エネルギー化、省エネルギー診断等に関する情報提供の推進
- B E M S等エネルギーマネジメントシステム、高効率設備機器等に関する情報提供の推進
- 次世代自動車の導入促進、エコドライブに関する情報提供の推進
- 省エネ・再エネ等の事業者の優良事例等の情報提供や情報交換の場の提供

【施策2－③】扶桑町の事業における省エネルギーの推進

- 「扶桑町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づく取組の推進
- LED照明等高効率設備への更新
- 職員の省エネ行動の実践
- 公共施設の省エネルギー化の推進

＜方針3＞ まちの脱炭素の推進

まちの機能の集約や交通・移動手段の見直し、住宅やビルの省エネ化などにより、まちのエネルギーの効率化等を将来的に目指した脱炭素が必要とされています。

また、再生可能エネルギー等の活用は、地域活性化や防災、生物多様性保全等の多様な地域課題の解決にも貢献することから、扶桑町の各分野の計画・施策との整合を図りつつ、まちの脱炭素を推進します。

【施策3－①】脱炭素型車社会づくりの推進

- 「エコモビリティライフ」（環境にやさしい交通手段を利用するライフスタイル）の普及啓発
- 「チョイソコふそう」の普及・利用促進
- 交通円滑化のための整備推進
- 次世代自動車の導入促進、次世代自動車の充電インフラの整備推進
- 公用車への次世代自動車の導入推進
- カーシェアリング、宅配ボックス等の設置促進

【施策3－②】まちの脱炭素の推進

- 公共施設の集約等の検討
- エネルギーの地産地消、地域循環共生の推進
- 水素利用の促進

＜方針4＞ 気候変動適応策の推進

⇒「扶桑町気候変動適応計画」を参照

5. 計画の推進

扶桑町では環境課が中心となって推進しますが、関係課と情報共有しながら、全庁的に推進していきます。

また、町民、事業者や地域と積極的に連携しながら、施策や取組、活動を展開します。推進の状況については、扶桑町環境審議会に報告し、助言を受けることとします。

2. ＜関連計画＞ 気候変動適応計画

扶桑町 気候変動適応計画 令和7年3月 扶桑町

1. はじめに

1-1. 計画策定の背景

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加、それに伴う農作物の品質低下や熱中症リスクの増加など、気候変動によると思われる影響が全国各地で生じており、その影響は扶桑町にも現れており、さらにこれら影響が長期にわたり拡大する恐れがあると考えられています。

このため、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出を削減する対策（緩和策）に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）に取り組んでいく必要があります。

このような状況で国際的動きとして、2015年（平成27年）にパリ協定が採択され、世界全体の平均気温の上昇を1.5℃までにするための努力を継続するという「緩和」に関する目標に加え、気候変動の悪影響に適応する能力並びに強靱性を高めるという「適応」も含め、気候変動の脅威への対応を世界全体で強化することを目的としています。

国内でも、平成30年に「気候変動適応法」が成立、施行されました。

気候変動の影響は地域特性によって大きく異なることから、扶桑町の実状に応じた施策を、計画に基づいて展開することが重要となっています。

1-2. 本計画策定の目的

扶桑町においても既に気候変動による影響が顕在化しており、今後の気候変動の進行により、これまで以上に様々な分野で影響が生じると考えられます。そこで、本町の地域特性を踏まえ、既存及び将来の様々な気候変動による影響を回避・軽減し、「町民が安心して暮らすことのできる扶桑町」の実現を目的とし、本計画を策定します。

1-3. 上位計画及び関連計画との位置づけ

本計画は、気候変動適応法第12条に基づく、扶桑町の地域気候変動適応計画として策定しており、扶桑町地方公共団体実行計画（区域施策編）の一部として策定されるものです。

1-4. 計画期間

本計画は、令和7年度から令和16年度末までの10年間を計画期間とします。また、今後蓄積される最新の科学的知見や区域内の情報をもとに、必要に応じて計画の見直しを行います。

2. これまでの気候の変化

2-1. 気温

名古屋地域の年平均、最低、最高気温は短期的な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には年平均気温において、100年あたり約2.2℃上昇しています。

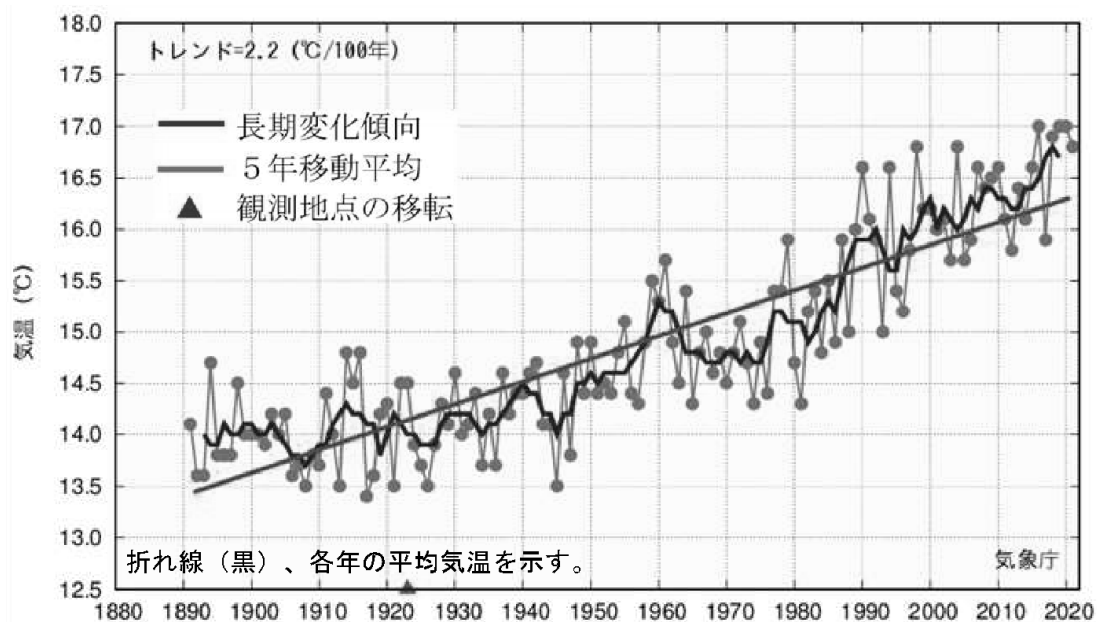


図. 名古屋地方気象台の年平均気温の経年変化(1891年～2021年)

資料:気象庁 引用:2022.12「愛知県気候変動適応計画」

真夏日（日最高気温が30℃以上）の年間日数は、長期的に増加傾向が見られており、10年あたり約1.3日増加しています。

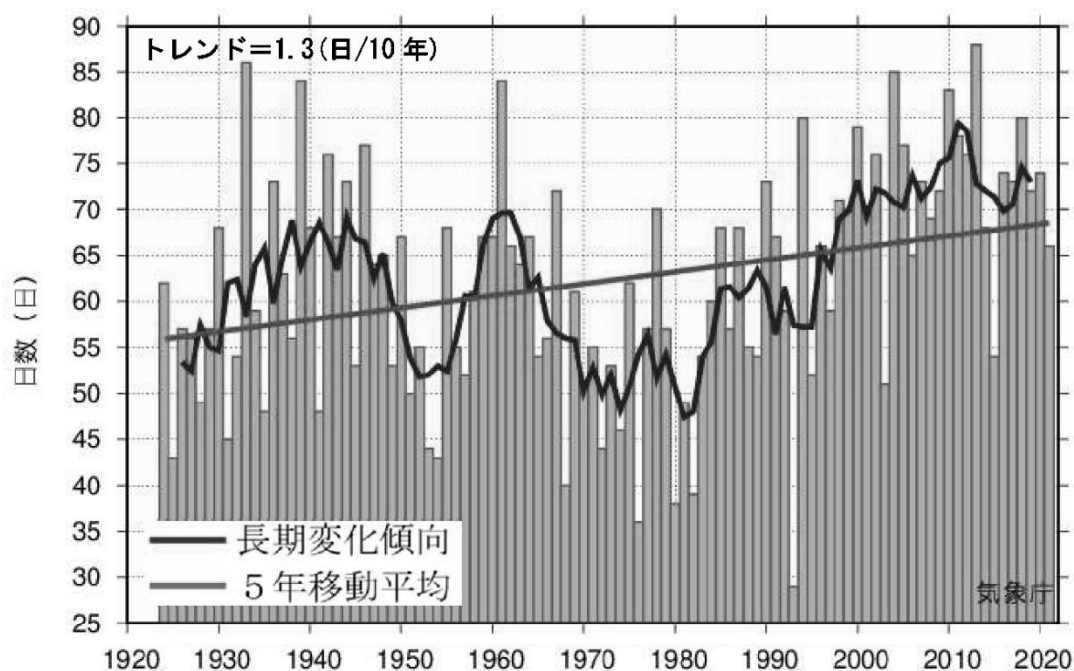


図. 名古屋地方気象台の真夏日日数の経年変化(1924年～2021年)

資料:気象庁 引用:2022.12「愛知県気候変動適応計画」

熱帯夜（夕方から翌日の朝までの最低気温が 25℃以上）の年間日数は、長期的に増加傾向が見られており、10 年あたり約 3.6 日増加しています。

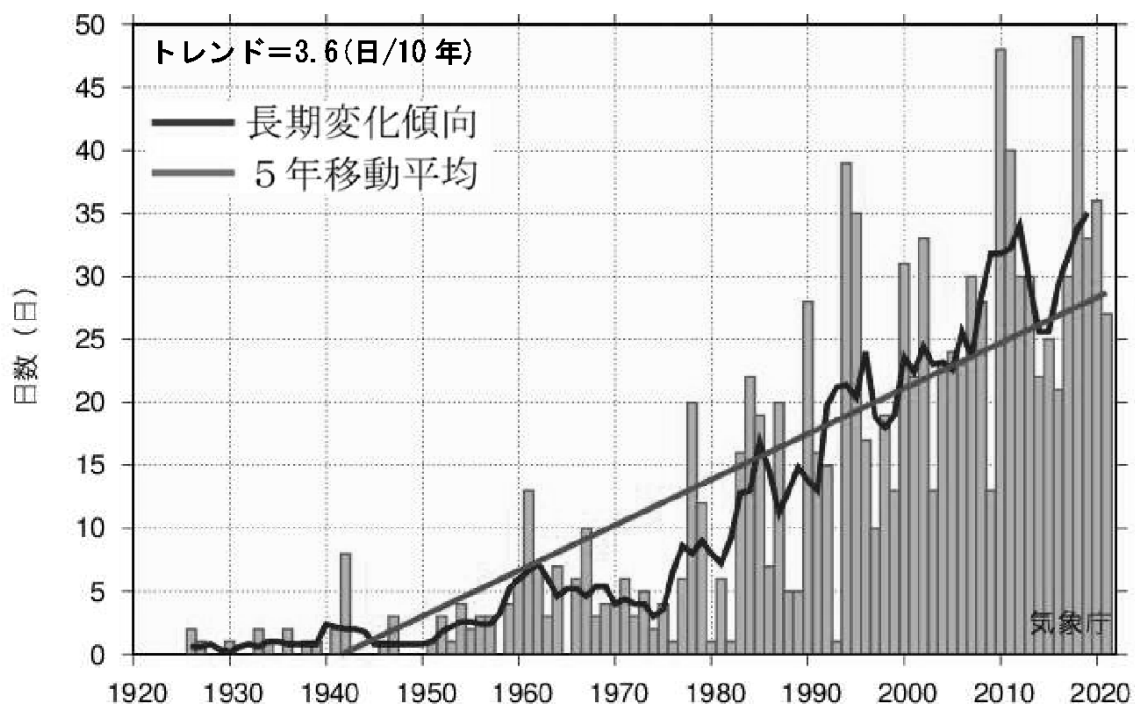


図. 名古屋地方気象台の熱帯夜日数の経年変化(1924 年～2021 年)

資料:気象庁 引用:2022.12「愛知県気候変動適応計画」

冬日（日最低気温が 0℃未満）の年間日数は、長期的に減少傾向が見られており、10 年あたり約 6.8 日減少しています。

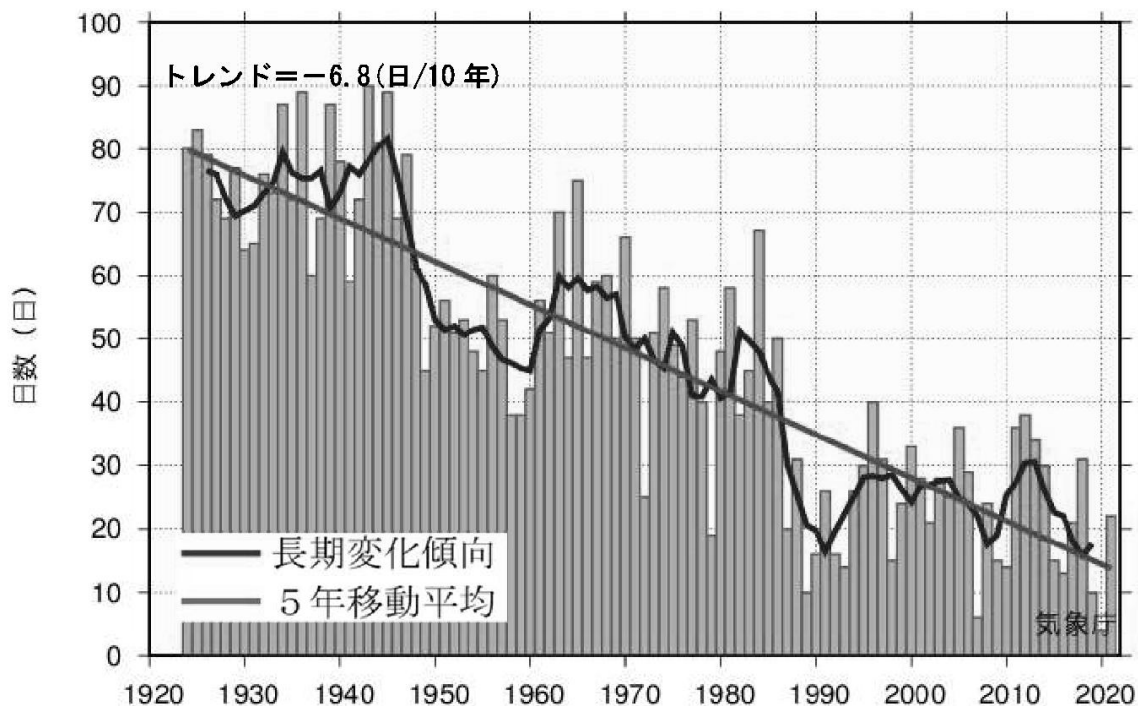


図. 名古屋地方気象台の冬日数の経年変化(1924 年～2021 年)

資料:気象庁 引用:2022.12「愛知県気候変動適応計画」

2-2. 降水量

年降水量の経年変化には、特に変化傾向は見られません。

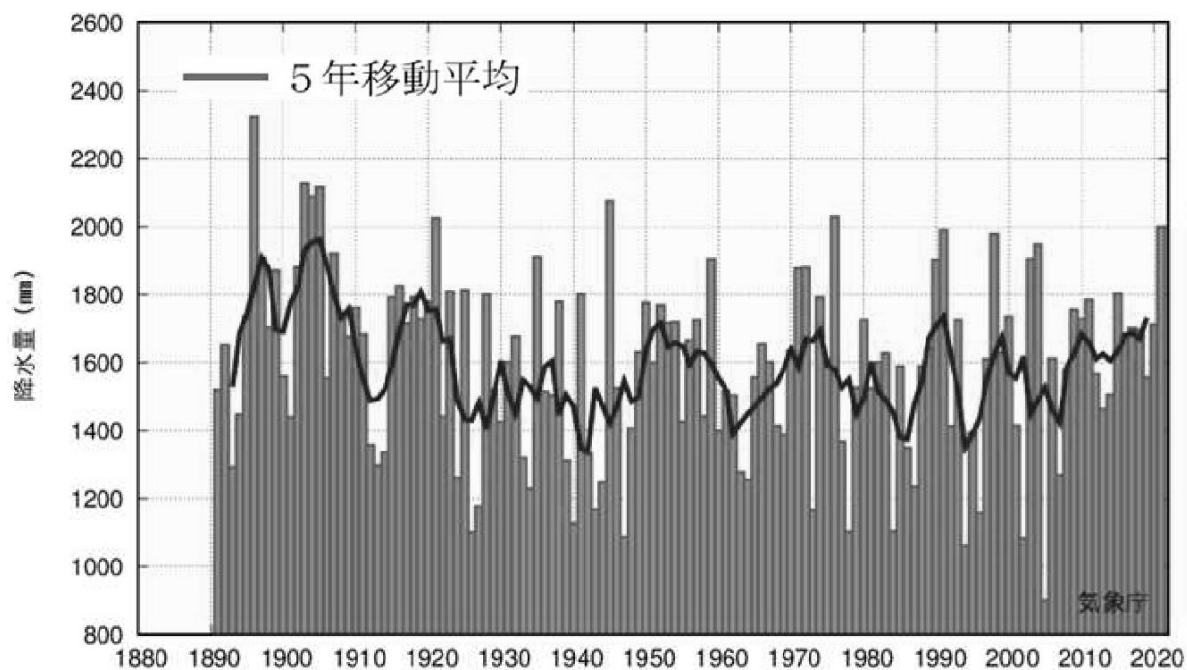


図 名古屋地方気象台の年降水量の経年変化(1891年～2021年)

資料:気象庁 引用:2022.12「愛知県気候変動適応計画」

年間無降水日数は長期的に増加傾向が見られており、10年あたり約6.4日増加しています。

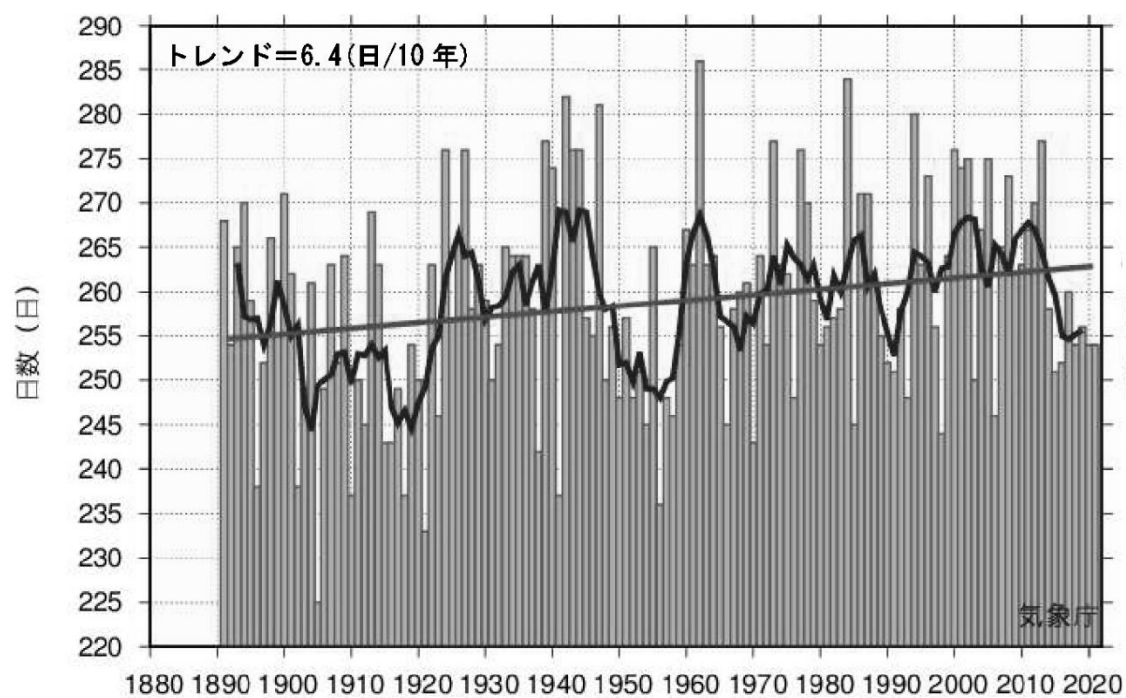


図 名古屋地方気象台の年間無降水日数の経年変化(1891年～2021年)

資料:気象庁 引用:2022.12「愛知県気候変動適応計画」

日降水量 50mm 以上の年間日数は、長期的には変化傾向はみられません。

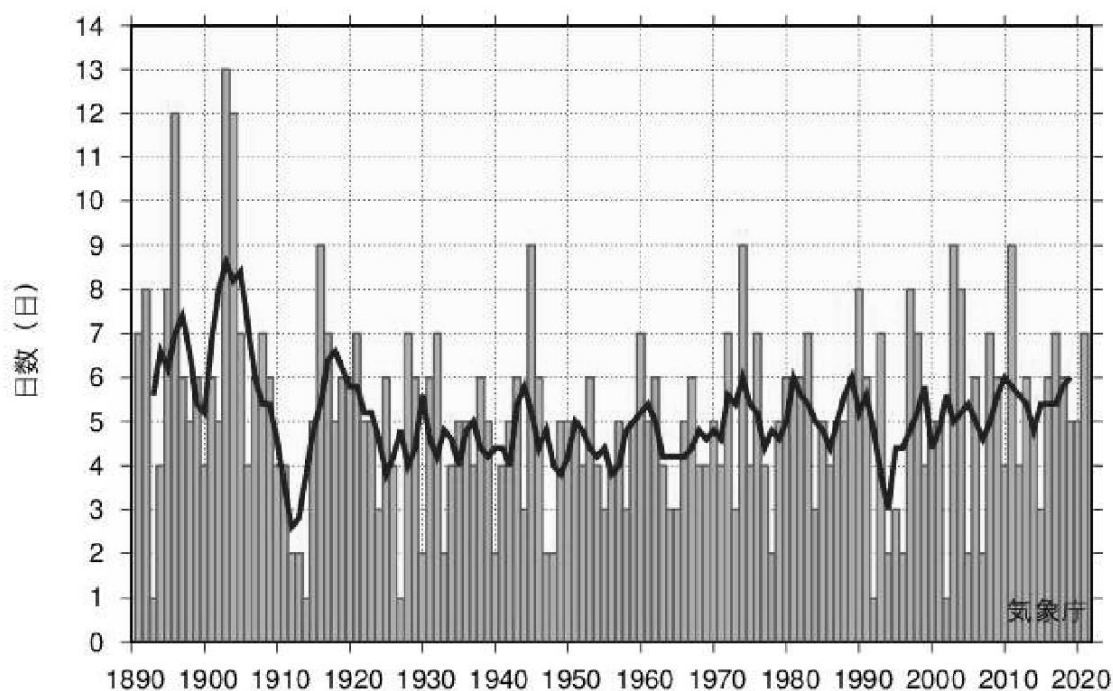


図 名古屋地方気象台の年日降水量 50mm以上の日数(1891 年～2021 年)

資料:気象庁 引用:2022.12「愛知県気候変動適応計画」

愛知県内のアメダスにおける時間降水量 30mm 以上の年間発生回数は、最近において増加見られており、1979 年～1988 年の 10 年間（約 1.27 回）に比べ、2012 年～2021 年の 10 年間（約 1.6 回）は約 1.3 倍に増加しています。

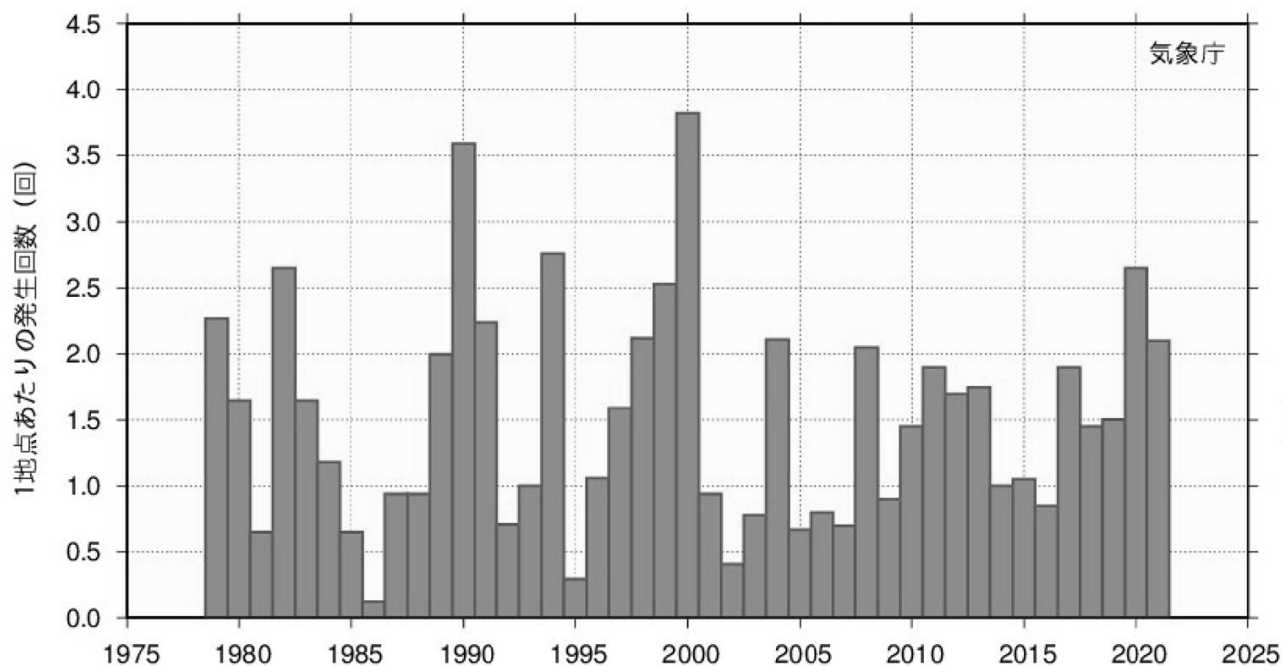


図 愛知県内のアメダスで観測された 1 時間降水量 30mm 以上の年間発生回数(1979 年～2021 年)

資料:気象庁 引用:2022.12「愛知県気候変動適応計画」

3. 将来の気候の変化予測

地球温暖化が進行すると、夏の猛暑や強い雨がさらに激しくなり、暑さによる健康被害、大雨による土砂災害や水害、高温による農作物の被害などの影響があると考えられています。

<将来予測の2つのシナリオ>

2℃上昇シナリオ（RCP2.6）	4℃上昇シナリオ（RCP8.5）
21 世紀末の世界平均気温が工業化以前と比べて約 2℃上昇 。 パリ協定の2℃目標が達成された世界。	21 世紀末の世界平均気温が工業化以前と比べて約 4℃上昇 。 追加的な緩和策を取らなかった世界。

※ ：将来の気候変動を予測するために使用される一連のシナリオ

3-1. 気温

<年平均気温>

愛知県では、厳しい温暖化対策をとらない場合（4℃上昇シナリオ）、21 世紀末には現在より年平均気温が約**4.2℃高くなる**と予測されています。

パリ協定の「2℃目標」が達成された状況（2℃上昇シナリオ）では、21 世紀末には現在よりも年平均気温が約**1.3℃高くなる**と予測されています。

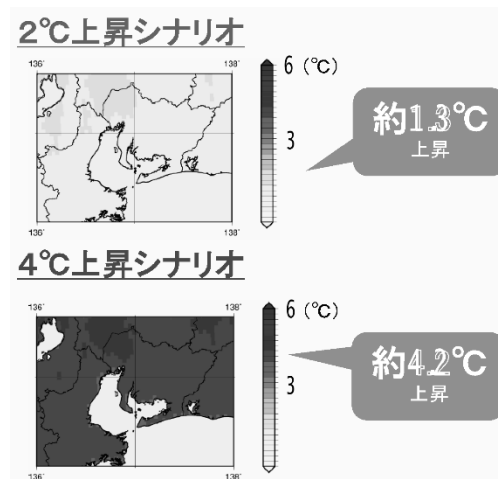


図. 愛知県の年平均気温の 21 世紀末の変化予測

出典:名古屋地方気象台・東京管区気象台「愛知県の気候変動」

<猛暑日・真夏日・熱帯夜・冬日>

愛知県では、厳しい温暖化対策をとらない場合（4℃上昇シナリオ）、**猛暑日が年間約 34 日程度、真夏日が約 62 日程度、熱帯夜が 60 日程度増加、冬日が 31 日程度減少**すると予測されています。

パリ協定の「2℃目標」が達成された状況（2℃上昇シナリオ）では、**猛暑日が年間約 6 日程度、真夏日が約 19 日程度、熱帯夜が 16 日程度増加、冬日が 13 日程度減少**すると予測されています。

2℃上昇シナリオ		
猛暑日	6日程度増加	↑
真夏日	19日程度増加	↑
熱帯夜	16日程度増加	↑
冬日	13日程度減少	↓
4℃上昇シナリオ		
猛暑日	34日程度増加	↑
真夏日	62日程度増加	↑
熱帯夜	60日程度増加	↑
冬日	31日程度減少	↓

図. 愛知県の猛暑日・真夏日・熱帯夜・冬日の 21 世紀末の変化予測

出典:名古屋地方気象台・東京管区気象台「愛知県の気候変動」

3-2. 降水量

<1 時間降水量 30mm 以上の雨>

愛知県では、厳しい温暖化対策をとらない場合（4℃上昇シナリオ）、1 時間降水量 30mm 以上の雨は約 1.4 倍に増加すると予測されています。

なお、2℃上昇シナリオについては、予測信頼性が低いため、評価できません。

2℃上昇シナリオ

愛知県では 1 時間降水量 30mm 以上の雨の予測は信頼性が低いため評価できません。

4℃上昇シナリオ

愛知県では 1 時間降水量 30mm 以上の雨は約 1.4 倍に増加。

図 愛知県の 1 時間降水量 30mm 以上回数の 21 世紀末の変化予測
出典：名古屋地方気象台・東京管区気象台「愛知県の気候変動」

<雨の降らない日>

愛知県では、厳しい温暖化対策をとらない場合（4℃上昇シナリオ）、雨の降らない日は年間約 9 日に増加すると予測されています。

なお、2℃上昇シナリオについては、有意な変化は見られません。

2℃上昇シナリオ

愛知県では 雨の降らない日には 有意な変化はみられません。

4℃上昇シナリオ

愛知県では 雨の降らない日は 年間 約 9 日 増えます。

図. 愛知県の雨の降らない日数の 21 世紀末の変化予測
出典：名古屋地方気象台・東京管区気象台「愛知県の気候変動」

3. 適応に関する基本的な考え方と主な対策

地域特性を踏まえ、扶桑町が気候変動に対して今後重点的に取り組む分野・項目を選定し、「愛知県気候変動適応計画」と連携しながら、適応策を設定しました。

分野	項目	扶桑町に懸念される影響	扶桑町における適応策の例
農業	水 稻、野 菜（花き）、果樹	高温による生育障害、品質低下、収量減少等が懸念されます。また高温による一部の病害虫の発生増加等が懸念されます。	県と協力して、気候変動に強く、環境負荷をかけない栽培技術の導入を推奨します。
水環境・水資源	河川	水温上昇に伴う水質変化が懸念されます。	水質調査の常時監視を行い、影響把握のためのデータ蓄積を行います。
	地下水	局地的豪雨等が発生する一方で、年間降水日数は減少し、地下水減少が懸念されます。	雨水を地中に浸透させたり、一時的に貯留する施設の設置を促進するとともに、町内の地下水を継続的に調査し、水質及び水源かん養地の保全を図ります。

分野	項目	扶桑町に懸念される影響	扶桑町における適応策の例
自然生態系	—	植物の開花や動物の初鳴き等、動植物の生物季節の変化が懸念されます。 気候変動による動植物の生息・生育域の変化等が懸念されます	県と協力しながら、地域固有の生態系や希少種の分布の変化を的確に把握するためのモニタリングを実施するとともに、外来種の防除等に取り組めます。
自然災害	洪水・内水	局地的豪雨や大雨の頻発により、甚大な水害が懸念されます。	水害時における被害軽減のため、避難に関する意識啓発、その他ソフト・ハード一体となった総合的な対策を実施します。
健康	死亡リスク 熱中症	熱中症による救急搬送人員、医療機関受診者数・熱中症死者数の増加が懸念されます。	保健・医療面での熱中症の注意喚起、熱中症予防のための普及啓発を実施します。
	感染症	感染症を媒介する蚊の生息域拡大により、感染症の感染増加等が懸念されます。	感染症増加時に注意喚起を行うとともに、蚊の駆除等の対策を実施します。
	大気汚染の複合影響	気温上昇によるオキシダント濃度上昇等に伴う健康被害の増加が懸念されます。	県と協力しながら、大気環境の常時監視を行い、環境基準の達成状況等を把握し、結果を公表します
町民生活	暑熱による生活への影響等	気温上昇により、熱中症リスク増大や快適性損失など、町民生活への大きな影響、人々が感じる熱ストレスの増大が懸念されます。	夏の軽装(クールビズ)や省エネ活動等を推奨するとともに、クーリングシエルターの設置を進めます。 気候変動影響や適応策に関する情報の提供を行います。

4. 推進体制

扶桑町では環境課が中心となって推進しますが、関係課と情報共有しながら、全庁的に推進していきます。

また、町民、事業者や地域と積極的に連携しながら、施策や取組、活動を展開します。
推進の状況については、扶桑町環境審議会に報告し、助言を受けることとします。

3. ＜関連計画＞ 生物多様性地域戦略

扶桑町 生物多様性地域戦略

令和7年3月 扶桑町

1. 基本情報

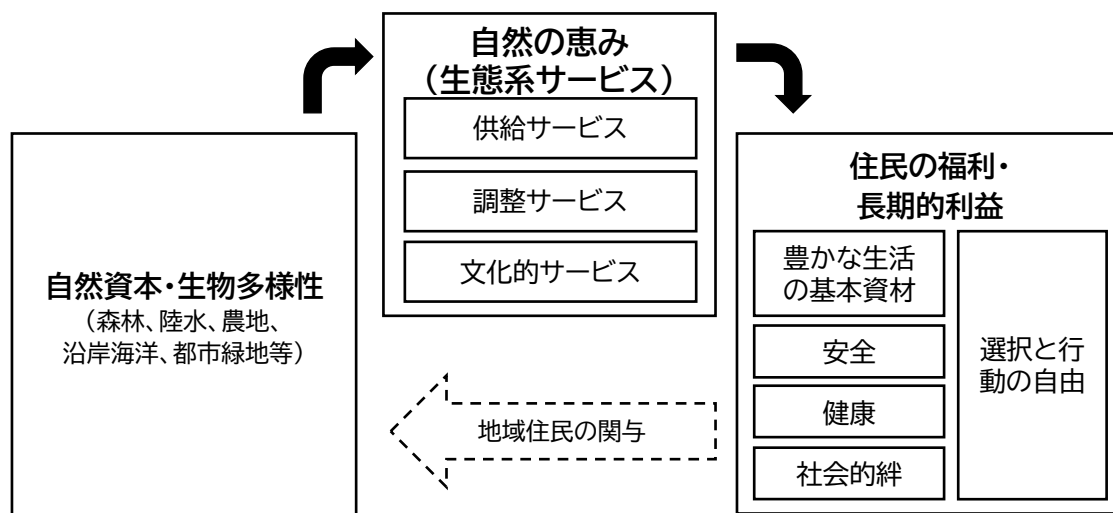
1-1. 戦略の目的・位置付け

生物多様性は、世界的に劣化が進んでいるとされ、その要因は過去50年間に加速しているとされています。日本においても、生物多様性の損失速度はこれまでの取組により低下傾向にあるものの、損失を止めるには至っていないとされています。生物多様性は、食料やきれいな水・空気の供給や災害の防止などの、私たちの生活を支える自然の恵みの源流であり、その損失は気候変動と並び世界的な危機とされています。

扶桑町や周辺においても、気候変動に伴う災害の頻発化が懸念されるとともに、野生動物との軋轢や外来種の侵入による農林業への被害も見られており、健全な生態系を維持・回復させ、これらの課題に対処していく必要があります。しかし、人口減少や高齢化は扶桑町でも進行し、今後、地域の生物多様性保全に係る活動の担い手も不足することが予想されます。

この戦略は、自然を活用してこれらの課題に対処し、さらに持続可能で魅力的な地域づくりを進めるための戦略であり、生物多様性基本法第13条に基づく生物多様性地域戦略として位置付けています。

戦略の策定にあたっては、令和5年3月に策定された生物多様性国家戦略2023-2030、令和3年2月に策定されたあいち生物多様性戦略2030のほか、ふそう環境まちづくりプラン（第2次扶桑町環境基本計画）、扶桑町地球温暖化対策実行計画区域施策編、扶桑町気候変動適応計画とも整合を図っています。



出典：国連ミレニアム生態系評価、IPBES Conceptual Framework を参考に作成

図. 自然資本・生物多様性が地域住民の福利や長期的利益に与える影響

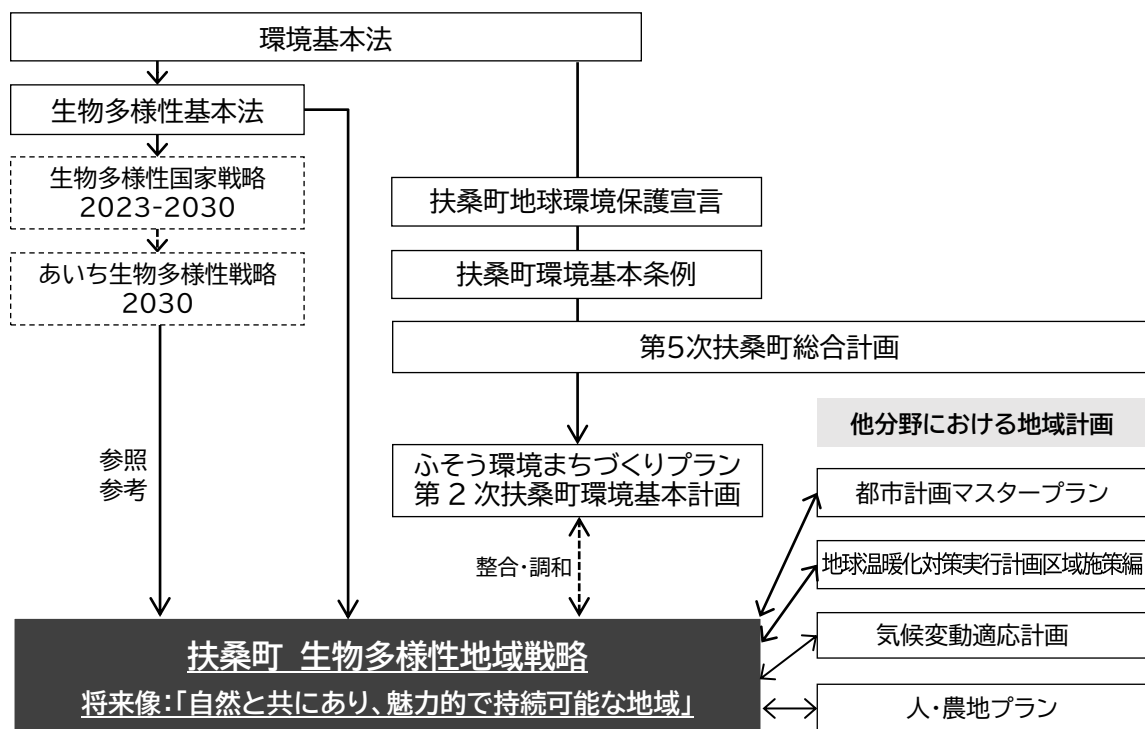


図. 扶桑町生物多様性地域戦略の位置付け及び他計画との関係

1-2. 計画期間

令和7年度（2025年度）から、令和16年度（2034年度）までの10年間とします。

1-3. 対象とする区域

扶桑町全域とします。

2. 本戦略の目標・基本方針・基本施策

2-1. 本戦略の目標

「あいち生物多様性戦略 2030」に基づき、扶桑町生物多様性戦略においても、2030 年までの目標を、次のように設定します。

人と自然の共生に向けて、生物多様性を主流化し、あらゆる立場の人々が連携して最大限の行動をとることにより、生物多様性の保全と持続可能な利用を社会実装し、その回復に転じる。

また、「あいち生物多様性 2030」には、扶桑町に該当する生態系のあるべき姿として、次のように記されています。

【平野生態系】

- ・ 広大な農地が広がり、雄大な農村景観が広がっています。生物多様性に配慮した環境保全型農業が普及し、農地にはケリやサギが舞い、カエルが跳ね、トンボが飛ぶ、豊かな農地生態系が形成されています。
- ・ 農地や農業水利施設の整備にあたっては、生物多様性の保全や環境への配慮が施されます。また、外来生物の侵入防止、防除やビオトープの創出が進められることで、自然の豊かさを取り戻しつつあります。

- ・市街地では、生きものの移動経路となることを意識して住宅地や事業所、道路などに地域の樹木が植えられ、緑豊かなまちづくりが進んでいます。そして、ヒートアイランド現象が緩和され、健全な水循環が確保されるなど、都市の自然の多面的機能が発揮されています。また、社寺林や都市公園でも生物多様性を向上させる管理が進められ、人々が身近な生きものとふれあうことができる場所になっています。

【河川・水辺生態系】

- ・河川の水質や底質などは良好に保たれており、早瀬や淵、たまりなど変化に富んだ多様な流れがあり、そこに生息する水生生物は多様性に富んでいます。ほとんどの河川では、アユなどの魚が遡上し、水生生物が移動できるような河川整備が進むなど、河川全体の自然の営みを視野に入れた適切な管理がなされています。
- ・河川やため池、ビオトープなどの水辺では、外来生物の少ない地域本来の生態系を取り戻しつつあります。
- ・河川敷には草原や河畔林が形成されており、鳥や昆虫などの移動経路、すみかとなり、山と海をつないでいます。
- ・川沿いの歩道を多くの人が散歩やジョギングしたり、川の景色を眺めたり、川遊びで生きものに触れあうなど、水辺が人々の身近な自然として親しまれています。
- ・遊水地などがグリーンインフラとしての洪水緩和機能を十分に発揮しています。

2-2. 本戦略の基本方針

目標の達成に向け、次の基本方針を設定します。

【基本方針1】豊かな生態系を「まもる」

生物多様性を将来にわたり保全していくため、生態系ごとの特性に応じた保全と再生、希少野生動植物の保護、増殖を推進します。また、既に侵入してしまっている侵略的外来生物の防除を進めながら、外来生物による脅威を低減します。

- 1-1 生息生育地保全：生態系の基盤となる土地利用を守る。
- 1-2 生態系の保全：各生態系の特性に応じた保全と再生を進める。
- 1-3 侵略的外来生物対策：外来生物の定着防止と効果的な防除を推進する。

【基本方針2】生物の生息生育空間を「つなげる」

これまで県において示された種々のツールを活用するとともに、公共事業における生物多様性の主流化を推進することにより、生態系ネットワークを形成します。

- 2-1 生態系ネットワーク：生物多様性の核となる地域をつなげる。
- 2-2 あいちミティゲーション：開発により失われる自然を極力減らす。
- 2-3 公共事業の環境配慮：公共事業における生物多様性の配慮を主流化する。

【基本方針3】生きものの恵みを「つかう」

生物多様性に配慮した持続可能な農業を推進するとともに、事業者が「つくる責任、つかう責任」を意識することで経済における生物多様性の主流化を促進します。また、町民が豊かな生物多様性を体感できるように、自然体験を推進します。

- 3-1 農業：生物多様性に配慮した持続可能な農業を推進する。
- 3-2 企業活動：「つくる責任、つかう責任」を定着させる。
- 3-3 地域循環：自然の恵みや地域資源を通じて、人やモノが循環する地域づくりを

進める。 3-4 気候変動への対応：気候変動の緩和策と適応策を実行する。 3-5 自然体験の推進：豊かな生物多様性を体感する。	
【基本方針4】人と自然との共生を「ひろめる」 生物多様性保全の基礎となる情報を収集・整理し、活用するとともに、多様な主体の連携の促進、生物多様性に関わる施策や計画の着実な実施、他の自治体との連携を強化することにより、生物多様性の主流化を進めます。	
4-1 普及啓発・人材育成：すべての人が生物多様性の素晴らしさを認識する。 4-2 調査研究：地域の自然環境情報をとりまとめ、活用する。 4-3 多主体連携：多様な主体が連携し、生物多様性保全に取り組む。 4-4 施策・計画：あらゆる分野の施策や計画において生物多様性を考慮する。 4-5 広域連携：他の自治体と連携する。	

2-3. 主な施策・取組の例

【基本方針1】豊かな生態系を「まもる」

1-1 生息生育地保全：生態系の基盤となる土地利用を守る。 ○天然記念物について、文化庁や県と連携をとりながら保護します。 ○都市における生物多様性の保全上重要な緑地について、良好な緑地管理が行われるように、協定などを活用します。
1-2 生態系の保全：各生態系の特性に応じた保全と再生を進める。 ○ため池や用排水路などの農業水利施設の整備や更新は、生物多様性の保全や環境に配慮しながら進めます。 ○街路樹や公園の樹木は、遺伝的かく乱を起こさないよう地域在来の樹木を利用します。 ○河川を中心とした流域において、健全で多様な生態系の保全を進めます。 ○下水道、合併処理浄化槽の整備や適正管理等により、生活排水による生物多様性への影響を低減します。
1-3 侵略的外来生物対策：外来生物の定着防止と効果的な防除を推進する。 ○特定外来生物を発見した際は、適切に駆除を行うなど対策を講じます。 ○外来生物の防除対策を検討し、県や県民等と連携して実施します。 ○飼養動物の遺棄及び虐待の防止や動物の適正飼養について普及啓発を行い、動物の愛護と適正な管理の推進に努めます。

【基本方針2】生物の生息生育空間を「つなげる」

2-1 生態系ネットワーク：生物多様性の核となる地域をつなげる。 ○ビオトープの創出や地域在来種による植栽などを促します。 ○公共施設では、建物の壁面緑化や屋上緑化、敷地の緑化を進め、昆虫などの小動物の生息空間を創出します。 ○公共工事や開発行為等の際は、生物多様性ポテンシャルマップ等を活用しながら、生態系ネットワーク形成を推進します。

○公共施設の壁面緑化や屋上緑化を進め、野鳥や昆虫等の生息空間を創出します。
2-2 あいちミティゲーション：開発により失われる自然を極力減らす。 ○大規模行為届出制度の中で、緑地の生物生息生育空間としての質の確保を促進します。 ○マッチング事業を活用し、町民や事業者等の協働による生物多様性の保全活動を推進します。
2-3 公共事業の環境配慮：公共事業における生物多様性の配慮を主流化する。 ○法面などの緑化工事では地域在来種を優先的に選定し、地域本来の生態系を保全します ○公共工事の実施に当たっては、必要に応じて外来生物の生息生育情報の収集に努め、生態系への影響を緩和するよう留意します。 ○公共工事では、生態系への影響を緩和するよう留意するとともに、遺伝子かく乱を招く近縁種が在来種と誤って用いられないよう留意します。 ○生物多様性や生態系ネットワークに配慮して公園の配置や整備内容を検討します。

【基本方針3】生きものの恵みを「つかう」

3-1 農業：生物多様性に配慮した持続可能な農業を推進する。 ○農地等での生物多様性保全に資する地域の取組を支援します。 ○環境保全型農業や有機農業を推進し、生きものの生息に配慮した農業を普及します。 ○使用済みプラスチックの組織的回収と適正処理、排出抑制を推進します。 ○生きものの生息環境の確保のため、休耕田への湛水を促進します。
3-2 企業活動：「つくる責任、つかう責任」を定着させる。 ○扶桑町が積極的に生物多様性も含めた環境に配慮した物品を調達する「グリーン購入」を進めます。 ○エコアクション21など環境マネジメントシステムの普及を推進するなど、生物多様性保全を含めた企業の環境保全に関する取組を推進します。 ○「つくる責任、つかう責任」を踏まえて、製品等のライフサイクルを通して、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理に配慮し、生物多様性の保全を推奨します。 ○町民・事業者等が実施する自然の保全・再生活動への、参加促進や活動支援を行います。
3-3 地域循環：自然の恵みや地域資源を通じて、人やモノが循環する地域づくりを進める。 ○都市農村交流や地産地消を推進します。 ○エネルギーの地産地消に取り組みます。
3-4 気候変動への対応：気候変動の緩和策と適応策を実行する。 ○地産地消を意識した環境負荷の少ない消費行動を推進します ○気候変動に対応するように農作物の栽培時期や栽培品目の見直しを検討します。 ○気象災害の変化にも配慮して防災対策を進めます。 ○省資源、省エネルギーの推進によって、生物多様性に悪影響を及ぼす地球温暖化の防止に貢献します。
3-5 自然体験の推進：豊かな生物多様性を体感する。 ○河川沿いへの植樹と樹木の維持管理を、地域の人々の参加により実施します。 ○小中学生による身近な河川に生息する生きものの調査や身近な水辺との触れあいを通

- じて、自然環境の保全に関する意識の啓発を図ります。
- エコツアーへの参加や企画実施を通じて、地域の自然環境資源の価値や、その保全についての意識の啓発などを図ります。
- 県が実施する河川改修と一体的に、河川との触れあいの場を確保します。

【基本方針4】人と自然との共生を「ひろめる」

4-1 普及啓発・人材育成：すべての人が生物多様性の素晴らしさを認識する。

- イベントや広報媒体を通じて、生物多様性の保全や持続可能な利用に関する知識の普及啓発に努めます。
- 自然体験型環境学習を提供できる人材を育成します。
- 人や社会、環境に配慮した消費行動について、広く普及啓発します。
- 各学校では、水生生物や大気・水の調査、学校内でのビオトープづくりなど、自然環境教育の実施に努めます。

4-2 調査研究：地域の自然環境情報をとりまとめ、活用する。

- 生きものの生息・生育状況や生態系の調査研究を実施します。
- 指標種モニタリング調査、自然史情報データベースの構築に協力します。

4-3 多主体連携：多様な主体が連携し、生物多様性保全に取り組む。

- 地域の団体や土地所有者と事業者など、多様な主体間におけるマッチングを推進し、新たな生物多様性保全活動の創出や既存の活動の活性化を図ります。

4-4 施策・計画：あらゆる分野の施策や計画において生物多様性を考慮する。

- 総合計画、都市計画マスタープラン、環境基本計画等の各種行政計画に生物多様性の保全を位置づけ、生物多様性保全に関わる施策を総合的に推進します。

4-5 広域連携：他の自治体と連携する。

- 隣接市町と連携して、生物多様性の保全を進めます。
- 市町の枠を越えた連携・交流を推進します。

3. 推進体制

扶桑町では環境課が中心となって推進しますが、関係課と情報共有しながら、全庁的に推進していきます。

また、町民、事業者や地域と積極的に連携しながら、施策や取組、活動を展開します。推進の状況については、扶桑町環境審議会に報告し、助言を受けることとします。

4. 扶桑町の関係条例等

(1) 扶桑町環境基本条例（平成21年9月30日条例第14号）

私たちのまち扶桑町は、濃尾平野の北東の木曽川が山間より流れ出した犬山扇状地の一角にあり、肥沃な土壌の中、古くは多くの桑園や田畑があり、農地と自然が調和した中で養蚕・生糸の集散地として発展してきました。

しかしながら、今日の開発による都市化の進展や、便利さや物質的な豊かさを求める生活様式の変化により、地域のつながりが希薄化すると共に環境への負担が増加し、ごみの増加、大気汚染や水質汚染の進行、農地や里山の減少をまねいています。

この問題は地球的規模で広がっており、将来にわたる環境問題として広く認識され、対策が求められています。

扶桑町では平成4年9月に「地球環境保護宣言」を行い、環境保護事業も実施をしています。

私たち扶桑町民は、良好な環境のもとで、安心、安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、かけがえない環境を守り育て次世代に引き継いでいく責任も持っています。

このような認識の下に、町、私たち町民、事業者及び滞在者が協働して環境への負荷の低減に努めるとともに、人と自然とが共生することのできる健全で恵み豊かな環境を保全し、創造していくことにより持続的な発展が可能な社会を実現していくことを決意し、ここに、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造(以下「環境の保全等」という。)について、基本理念を定め、並びに扶桑町(以下「町」という。)、町民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって町民の健康で安全かつ快適な生活が将来にわたって確保されることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 環境の保全等 安全で快適な生活環境や良好な自然環境を維持するとともに、適切に環境の向上を図るため、環境にやさしい快適な生活空間を作り出すことをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、次に掲げることを基本理念として行われなければならない。

- (1) 町民が安全で健康かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくこと。
- (2) 人と自然が共生し、環境への十分な配慮を行うことにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができると社会を構築すること。
- (3) 町、町民、事業者及び滞在者のすべてがそれぞれの責務を自覚し、相互に協力・連携して推進すること。
- (4) 町、町民、事業者及び滞在者が地球環境保全を自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進すること。

(町の責務)

第4条 町は、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、町は、施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全等について配慮するものとする。

3 町は、率先してその活動に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するように努めるものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するように努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、町民は、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境の保全等に関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するように努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境の保全等に関する施策に協力するものとする。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の本町に滞在する者は、環境への負荷を低減するよう努めるとともに、町が実施する環境の保全等に関する施策に協力するものとする。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第8条 環境の保全等に関する施策の策定及び実施は、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の連携を図りつつ、町、事業者及び町民が協働して総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 町民の健康が保持され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等が図られるとともに、緑地、水辺等における自然環境を地域の自然的及び社会的条件に応じて体系的に保全すること。
- (3) 自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、潤いのある都市景観の創出及び保全並びに歴史的文化遺産の保護及び活用を図ること。
- (4) 環境に配慮した生活様式の定着を図ること。
- (5) エネルギーの有効利用、資源の循環の利用及び廃棄物の減量を促進すること。
- (6) 地球環境保全に資する施策を積極的に推進すること。

(環境基本計画の策定及び変更)

第9条 町長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、扶桑町環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全等に関する施策
- (3) 環境の保全等に関する行動指針
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する重要事項

3 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、町民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「町民等」という。)の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ扶桑町環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。

(環境基本計画の推進)

第10条 町長は、環境基本計画の推進に当たっては、十分な進行管理のもと、継続的な計画の見直しや改善を図りながら、実効性を確保するとともに、その内容を総合的かつ計画的に推進し、掲げられた各施策の目標の実現を図らなければならない。

(規制の措置)

第11条 町は、公害の原因となる行為及び自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町は、町民及び事業者の環境に及ぼす行為に対して必要に応じて、助言、指導又は改善協力要請を行うことができるものとする。

(環境の保全等に資する施設の整備等)

第12条 町は、環境の保全等に資する施設の整備を推進するものとする。

2 町は、公園、緑地その他の環境の保全等に資する公共的施設の整備を積極的に推進するとともに、これらの施設の利用の促進及び適正な管理に努めるものとする。

(エネルギーの有効利用等の促進)

第13条 町は、環境への負荷の低減を図るため、町民等によるエネルギーの有効利用、資源の循環的利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町は、環境への負荷の低減を図るため、町の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、エネルギーの有効利用、資源の循環的利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第14条 町は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地球環境保全に資する施策の推進)

第15条 町は、地球環境保全に資するための施策を推進するものとする。

第3章 協働による推進体制

(町民等の参加の機会の確保)

第16条 町は、環境の保全等に関する施策を推進するに当たっては、町民等の参加の機会を確保するよう努めるものとする。

2 前項の場合において、町は、児童及び生徒の参加についても配慮するものとする。

(環境の保全等に関する教育及び学習の推進)

第17条 町は、町民等が環境の保全等についての理解を深めるとともに、それに関する活動が促進されるよう、環境の保全等に関する教育及び学習の推進を図るものとする。

2 前項の場合において、町は、特に児童及び生徒の教育及び学習を積極的に推進するよう努めるものとする。

(町民等の自発的な活動の支援)

第18条 前条に定めるもののほか、町は、町民等による環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第19条 町は、環境の保全等に関する必要な情報を収集するとともに、その情報を町民等に適切に提供するよう努めるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第20条 町は、環境の保全等に資するため、必要な調査及び研究を実施するとともに、その成果の普及に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第21条 町は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視、測定等の体制の整備に努めなければならない。

(環境施策の評価及び報告)

第 22 条 町は、環境施策を推進した結果に対する評価を定期的の実施し、環境の状況及び環境施策を推進した結果に対する評価等について年次報告書を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第 23 条 町は、町の区域外へ及ぼす環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全等のため広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

第4章 扶桑町環境審議会

(扶桑町環境審議会の設置)

第 24 条 環境の保全等に関する基本的事項を審議するため、環境基本法(平成5年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、扶桑町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、町長に意見を述べることができる。

(審議会の組織)

第 25 条 審議会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する 16 人以内の委員で組織する。

(1) 学識経験者

(2) 町民

(3) 事業者

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(委員の任期等)

第 26 条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 27 条 審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第 28 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 審議会は、議事に関係のある者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

(審議会の運営に関する事項)

第 29 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4章並びに附則第3項の規定は、平成 22 年4月1日から施行する。

2 この条例施行以後最初に策定される環境基本計画に対する第9条第4項の規定の適用については、同項中「扶桑町環境審議会」とあるのは、「扶桑町地球環境保護・リサイクル推進協議会(平成4年8月 20 日規約第2号)」と読み替えるものとする。

3 第 28 条第1項の規定にかかわらず、施行日以後最初に招集される審議会の会議は、町長が招集する。

附 則(平成 22 年5月 24 日条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行する。

（２）地球環境保護宣言（平成４年９月２３日制定）

かけがえのない地球、誕生以来 45 億年という時の流れの中で自らいとなみ、そして生命を育んできた。

地球、それは人類を含む全ての生きとし生けるものの共通の住みかであり、財産である。

その地球は今、人類の欲望のために自らいやす力を失い破滅への道をたどろうとしている。

地球は病んでいる。

地球は助けを求めている。

今立ち上がらなければなりません。我々と未来の世代のために。

私たち扶桑町民は宣言します。

もっと自然を大切に、環境にやさしい文化をつくっていくことを、家庭で地域で環境を守るための活動に参加することを、そして、その輪をさらに広めることをめざして。

地球に人類の良心を示そう。

愛する地球のために……

小さなまち、扶桑町から日本と世界の人々に向けて。

1992.9.23 愛知県丹羽郡扶桑町

ENVIRONMENTAL PROTECTION DECLARATION

Our cherished earth has developed on its own for an amazing 4.5 billion years.

It has been a home and great treasure for all of its living creatures.

Now, the earth is losing its ability to replenish its resources because it has been meeting the wants and desires of its people.

THE EARTH IS GETTING WEAK.

THE EARTH IS CRYING FOR HELP.

We must do something about this now for the sake of us and future generations.

THIS IS THE DECLARATIONS OF THE FUSO CITIZENS.

We must encourage our local communities and families to care more for nature and build a culture which is more friendly toward the environment.

This should be strongly promoted.

FOR THIS EARTH THAT WE LOVE,

WE MUST SHOW THAT HUMANS HAVE A CONSCIENCE.

This is a message from the small town of Fuso to the people of Japan and of the world.

September 23, 1992 Town of Fuso, Aichi, Japan

5. 計画の策定経過・扶桑町環境審議会

(1) 計画の策定経過

項目	年月日	議題
令和5年度 第1回 扶桑町環境審議会	令和5年7月26日(水)	令和5年度事業実施 第2次計画の策定スケジュール
第1回庁内策定会議	令和5年11月8日(水)	第2次計画の策定スケジュール 環境基本計画(改訂版)の達成状況 現状と上位・関連計画 第2次計画の施策体系
令和5年度 第2回 扶桑町環境審議会	令和5年11月29日(水)	環境基本計画(改訂版)の達成状況 現状と上位・関連計画 第2次計画の施策体系
第2回庁内策定会議	令和6年2月7日(水)	町民アンケート、事業者ヒアリング 第2次計画の構成・骨子
令和5年度 第3回 扶桑町環境審議会	令和6年2月27日(火)	令和5年度事業実施の評価 町民アンケート、事業者ヒアリング 第2次計画の構成・骨子
第3回庁内策定会議	令和6年6月25日(火)	第2次計画の施策内容
令和6年度 第1回 扶桑町環境審議会	令和6年7月9日(火)	令和6年度事業実施 第2次計画の施策内容
第4回庁内策定会議	令和6年10月10日(木)	第2次計画のパブリックコメント案
令和6年度 第2回 扶桑町環境審議会	令和6年10月24日(木)	第2次計画のパブリックコメント案
パブリックコメント	令和6年12月16日(月) ～令和7年1月15日(水)	第2次基本計画案
第5回庁内策定会議	令和7年1月24日(金)	パブリックコメントへの対応 第2次計画案
令和6年度 第3回 扶桑町環境審議会	令和7年2月7日(金)	第2次計画の答申

（２）扶桑町環境審議会の運営に関する規則（平成 22 年 3 月 30 日規則第 2 号）

（趣旨）

第1条 この規則は、扶桑町環境基本条例（平成 21 年扶桑町条例第 14 号）第 29 条の規定に基づき、扶桑町環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（部会の設置）

第2条 審議会には、専門的な見地から審議事項を検討させるため、必要に応じて、部会を置くことができる。

（部会長及び副部会長）

第3条 部会に部会長及び副部会長それぞれ1人を置き、委員の互選により選出する。

2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（部会の会議）

第4条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

2 部会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 部会は、議事に関係のある者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

（書面による審査等）

第5条 前条の規定にかかわらず、会長は、天災その他やむを得ない事情により会議を開くことができない場合において、必要があると認めるときは、書面による審査、審議又は調査等（次項において「審査等」という。）を発議することができる。

2 書面による審査等における会議の議事は、委員の過半数が当該書面による審査等に参加した上で、当該参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（報告）

第6条 部会長は、部会での検討結果を審議会に報告しなければならない。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 22 年4月1日から施行する。

2 第4条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に招集される部会の会議は、審議会会長が招集する。

附 則（令和3年3月3日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、令和3年2月1日より適用する。

(3) 扶桑町環境審議会委員

<令和5年度>

氏名	役職等	備考
福田 正	学識経験者	会長
宮田 賢輔	学識経験者	副会長
亀井 礼子	子ども会連絡協議会 副会長	
天野 恵子	子ども会連絡協議会 副会長	
間宮 進示	扶桑町老人クラブ連合会 会長	
西 節子	扶桑町女性の会連絡協議会	
伊藤 広子	エコクラブひまわり 世話人代表	
児島 孝治	フリーマーケット I Nふそう 会長	
浅野 朋幸	扶桑町商工会 副会長	
曽我 公彦	扶桑町商工会 副会長	
小椋 好和	愛知県環境保全推進員	
櫻井 照久	愛知県環境保全推進員	
大藪 孝志	扶桑町消防団 団長	
櫻井 まゆみ	扶桑町小中学校校長会 会長	

<令和6年度>

氏名	役職等	備考
宮田 賢輔	学識経験者	会長
福田 正	学識経験者	副会長
加藤 美和子	子ども会連絡協議会 副会長	
大洞 千文	子ども会連絡協議会 副会長	
間宮 進示	扶桑町老人クラブ連合会 会長	
森部 あやか	扶桑町女性の会連絡協議会	
矢嶋 恵美	エコクラブひまわり 世話人代表	
児島 孝治	フリーマーケット I Nふそう 会長	
浅野 朋幸	扶桑町商工会 副会長	
清水 昌春	扶桑町商工会 副会長	
小椋 好和	愛知県環境保全推進員	
大藪 孝志	扶桑町消防団 団長	
櫻井 まゆみ	扶桑町小中学校校長会 会長	

(4) 庁内策定会議 参加課・グループ

土木農政課	農政グループ
土木農政課	工務グループ
都市政策課	都市計画グループ
財政管財課	施設管理グループ
下水道課	管理グループ
生涯学習課	社会教育グループ
地域協働課	地域協働グループ
秘書企画課	秘書企画グループ
健康推進課	健康推進グループ
環境課	(事務局)

ふそう環境まちづくりプラン
(第2次扶桑町環境基本計画)

令和7年(2025年)3月

発行：扶桑町(生活安全部 環境課)

愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道 330

TEL 0587-93-1111(代表)

<https://www.town.fuso.lg.jp>